

## 令和3年12月定例会 教育長報告

### ◆12月の主な活動

- 10日 教育委員会臨時会（静岡庁舎）〔教育長・委員〕
- 18日 清水興津小学校150周年式典（清水興津小）〔教育長〕
- 24日 教育委員会定例会（静岡庁舎）〔教育長・委員〕

### ◆1月の主な予定

- 13日 静岡市優秀教職員表彰式（清水庁舎）〔教育長〕
- 18日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕

**静岡市文化財資料館条例施行規則の廃止について**

静岡市文化財資料館条例施行規則の廃止する規則を次のように定める。

令和3年12月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(観光交流文化局文化財課)

## 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 令和3年12月27日の静岡市文化財資料館の閉館に伴い、静岡市文化財資料館条例について廃止するため、規則の廃止をしようとするもの。

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市文化財資料館条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市文化財資料館条例施行規則を廃止する規則

静岡市文化財資料館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第58号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年12月27日から施行する。

## 例規概要説明書（観光交流文化局文化財課）

1 例規の名称	静岡市文化財資料館条例施行規則
2 制定改廃の別（該当を選択）	<input type="checkbox"/> 制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	令和3年度の文化財資料館の閉館に伴い、本施設を設置する規則を廃止する必要があるため。
4 施行期日	令和3年12月27日
5 制定改廃の概要	静岡市文化財資料館条例施行規則の廃止
6 法的な検討事項	<p><b>【寄託資料の取扱いについて】</b></p> <p>(1) 寄託については、施行規則第8条の規定により、例年、4～3月の単年度で寄託者から寄託申込を受け、市教育長から受託証を交付することにより実施している。したがって、現在寄託を受けている資料の寄託期間は令和4年3月31日までとなっている。</p> <p>(2) 文化財資料館は令和3年12月27日に閉館するが、建物はその後も継続するため、次の理由から、歴史文化施設に寄託資料を引き継ぐまでの期間は、市所有の資料と同様に引き続き同建物にて管理することが適切と考える。</p> <p>ア 資料所有者の負担軽減</p> <p>イ 資料保管の安全性の確保（令和4年度以降も同建物の機械警備業務委託を実施予定）</p> <p>ウ 資料運搬に伴うリスクの排除</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、歴史文化施設への資料引き継ぎは、歴史文化施設条例施行規則の制定（寄託に関する取り決め）や施設及び資料の燻蒸（殺虫、殺カビ等の処理）が完了していることが条件となり、最大で令和4年度末までかかる見込みである。</p> <p>(3) 条例及び施行規則廃止から歴史文化施設に資料を引き継ぐまでの期間における同建物での資料預託について、文化財資料館条例施行規則に準じた申込・受託証の書面を、所有者と市教育長の間で取り交わす必要がある。</p>

審査議案	第 号	静岡市例規集 卷 頁
7 関係する法令・条例等	静岡市文化財資料館条例 静岡市文化財資料館条例施行規則	
8 予算措置等 特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の解体については、第3次総合計画及び令和4年から令和6年の予算で要求する。</li><li>・静岡市文化財資料館運営委員会には令和元年及び令和2年の会議にて説明済み。</li><li>・静岡市文化財資料館条例の廃止に伴い、本規則を廃止するもの。</li></ul>	

○静岡市文化財資料館条例施行規則

平成15年4月1日

教育委員会規則第58号

改正 平成17年11月15日教委規則第32号

平成26年3月28日教委規則第7号

平成29年3月31日教委規則第22号

平成30年3月29日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市文化財資料館条例（平成15年静岡市条例第282号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館手続)

第2条 静岡市文化財資料館（以下「資料館」という。）に入館しようとする者は、所定の入館料を納付して入館券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

2 団体で入館しようとする者は、所定の入館料を納付して団体入館券（様式第2号）の交付を受けなければならない。この場合において、団体入館券は、団体の責任者に交付する。

3 条例第5条第2項第1号に規定する者は、前2項の規定にかかわらず、入館の際、その者が同号に規定する要件に該当する者であることを証明する書類を提示して入館するものとする。

4 条例第5条第2項第2号に規定する者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入館の際、その者が同号に規定する要件に該当する者であることを証明する書類を提示し、その他市長が認める手続をとることにより入館するものとする。

5 条例第5条第2項第3号に規定する者は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入館の際、その者が同号に規定する要件に該当する者であることを口頭その他の方法により申し出て入館するものとする。

(平17教委規則32・旧第4条繰上・一部改正、平26教委規則7・一部改正)

(特別展示室兼会議室の利用手続)

第3条 条例第6条第1項の規定により、特別展示室兼会議室の利用の許可を受けようとする者は、特別展示室兼会議室利用許可申請書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請に基づき利用を許可したときは、特別展示室兼会議室利用許可書（様式第4号）を交付する。

(平17教委規則32・旧第5条繰上・一部改正、平29教委規則22・一部改正)

(入館料等の減額又は免除の手続)

第4条 条例第7条の規定により、入館料又は使用料の減額又は免除を受けようとする者は、入館料等減額・免除承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、入館料等減額・免除通知書(様式第6号)を交付する。

3 市長は、前2項に規定する手続により難い事情があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、市長が別に定める減額又は免除の手続によることができる。

(平17教委規則32・旧第6条繰上・一部改正)

(利用の許可の取消しの申出)

第5条 条例第11条の規定により、利用者が利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、特別展示室兼会議室利用許可取消申出書(様式第7号)に特別展示室兼会議室利用許可書を添えて、教育長に提出しなければならない。

(平30教委規則5・追加)

(遵守事項)

第6条 資料館の入館者及び利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 資料館の資料、器物、施設等を汚損しないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(平17教委規則32・旧第7条繰上、平30教委規則5・旧第5条繰下)

(資料の寄贈)

第7条 資料館に資料を寄贈しようとする者は、文化財資料館資料寄贈申出書(様式第8号)に目録を添えて教育長に申し出るものとする。

2 寄贈された資料には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を表示するものとする。

(平17教委規則32・旧第8条繰上、平29教委規則22・一部改正、平30教委規則5・旧第6条繰下・一部改正)

(資料の寄託)

第8条 資料館に資料を寄託しようとする者は、文化財資料館資料寄託申込書(様式第9号)を教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の規定による寄託を受けたときは、文化財資料館資料受託証(様式第10

号)を交付する。

3 受託物件は、特別の場合のほか、資料館所蔵のものと同じの取扱いをする。

(平17教委規則32・旧第9条繰上、平29教委規則22・一部改正、平30教委規則5・  
旧第7条繰下・一部改正)

(資料の返還)

第9条 受託物件は、文化財資料館資料受託証と引換えに返還する。

(平17教委規則32・旧第10条繰上、平30教委規則5・旧第8条繰下)

(運営委員会)

第10条 静岡市文化財資料館運営委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平17教委規則32・旧第11条繰上、平30教委規則5・旧第9条繰下)

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平17教委規則32・旧第12条繰上、平30教委規則5・旧第10条繰下)

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、資料館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平17教委規則32・旧第13条繰上、平30教委規則5・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市文化財資料館条例施行規則(昭和50年静岡市教育委員会規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年11月15日教委規則第32号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日教委規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市文化財資料館条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）

附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。

3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年3月29日教委規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(普通入館券)

No. 普通入館券 原 入館料¥  一般 小学生・中学生  静岡市文化財資料館	No. 普通入館券 入館料¥  一般 小学生・中学生  静岡市文化財資料館	
---	--	--

備考No. は通し番号とする。

(回数入館券)

(表) 静岡市文化財資料館 回数入館券 一般 小学生・中学生 5枚綴り 円 No.	(裏) 回数入館券利用のご案内 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本回数入館券1枚につき、お一人様1回に限り有効です。</li><li>・ 回数入館券をご使用の際は、受付に本券を提示してください。</li><li>・ 特別展の開催期間中は、回数入館券はご使用になれません。</li><li>・ 回数入館券の払戻し又は通貨との交換は、いたしません。</li><li>・ この券の汚損、紛失などによって生ずる損害に対し補償はいたしません。</li></ul>
静岡市文化財資料館 回数入館券 一般 小学生・中学生	

備考No. は通し番号とする。

様式第2号(第2条関係)

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

団 体 入 館 券

入 館 料		千			円
-------	--	---	--	--	---

内 訳	種別	人 員	単 価	金 額
	区分			
	一 般	人	円	円
	小学生・中学生			
	計			

団 体 名	
所 在 地	
責 任 者 氏 名	

受 領 印



静岡市文化財資料館

備考 複写式とし、上片を原符とする。

様式第3号(第3条関係)

特別展示室兼会議室利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市教育長

住所〔法人にあつては、その主  
たる事務所の所在地〕

申請者 氏名〔法人にあつては、その名  
称及び代表者の氏名〕

電話

静岡市文化財資料館条例第6条第1項の規定により、文化財資料館の特別展示室兼会議室の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的	
利用内容	
利用期間	年 月 日 午 前 後 時 分から 年 月 日 午 前 後 時 分まで
※使用料	円
摘 要	

(注)

- 1 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

様式第4号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名

印

特別展示室兼会議室利用許可書

年 月 日付けで申請のあった文化財資料館特別展示室兼会議室の利用については、次のとおり許可します。

利用目的	
利用内容	
利用期間	年 月 日午 前後 時 分から 年 月 日午 前後 時 分まで
使用料	円
利用条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 静岡市文化財資料館条例及び静岡市文化財資料館条例施行規則を守ること。</li><li>2 係員の指示に従って利用すること。</li></ol>

様式第5号(第4条関係)

入館料等減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕

申請者 氏名〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

電話

静岡市文化財資料館条例第7条の規定により、文化財資料館の 入館料 の 減額 を 使用料 免除

受けたいので、次のとおり申請します。

入 館 料	入 館 予 定 日	年 月 日		
	人 数	規 定 額	※ 減 額	※ 差引納付額
	一 般	人	円	円
	小学生・中学生			
	計			
使 用 料	利用予定期間	年 月 日 午 前後 時 分から 年 月 日 午 前後 時 分まで		
	規 定 額	※ 減 額	※ 差 引 納 付 額	
	円	円	円	
(減額・免除を申請する理由)				

(注)

- 1 申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。
- 2 ※欄は、記入しないでください。

様式第6号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

入館料等減額・免除通知書

年 月 日付けで申請のあった文化財資料館 入館料の減額  
使用料の免除 については、

次のとおり通知します。

入 館 料	入 館 予 定 日	年 月 日		
	人 数	規 定 額	減 額	差引納付額
	一 般 人	円	円	円
	小学生・中学生			
	計			
使 用 料	利用予定期間	年 月 日 午 前後 時 分から 年 月 日 午 前後 時 分まで		
	規 定 額	減 額	差 引 納 付 額	
	円	円	円	
減額 免除	の条件			

様式第7号（第5条関係）

特別展示室兼会議室利用許可取消申出書

年 月 日

（宛先）静岡市教育長

住所 { 法人にあっては、その主  
たる事務所の所在地

申出者 氏名 { 法人にあっては、その名  
称及び代表者の氏名

電話

特別展示室兼会議室の利用の許可の取消しを受けたいので、静岡市文化財資料館条例施行規則第5条の規定により、次のとおり申し出ます。

利用目的				
利用期間	年 月 日 午 前 後	時 分 から	年 月 日 午 前 後	時 分 まで
利用許可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号	
取消しを 申し出る 理由				
摘 要				

（注）申出者氏名欄には、申出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第8号(第7条関係)

文化財資料館資料寄贈申出書

年 月 日

(宛先) 静岡市教育長

住所〔法人にあつては、その主  
たる事務所の所在地〕

寄贈申出者 氏名〔法人にあつては、その名  
称及び代表者の氏名〕

電話

静岡市文化財資料館条例施行規則第7条第1項の規定により、文化財資料館の資料を寄贈したいので、次のとおり申し出ます。

寄 贈 物 件	
寄 贈 理 由	
そ の 他 (寄贈物件の 由緒等)	

(注) 寄贈申出者氏名欄には、寄贈申出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、寄贈申出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第9号(第8条関係)

文化財資料館資料寄託申込書

年 月 日

(宛先)静岡市教育長

住所〔法人にあつては、その主  
たる事務所の所在地〕

申込者 氏名〔法人にあつては、その名  
称及び代表者の氏名〕

電話

静岡市文化財資料館条例施行規則第8条第1項の規定により、文化財資料館に資料を寄託したいので、次のとおり申し込みます。

寄託物件	
寄託期間	年 月 日から 年 月 日まで
寄託理由	
その他 (寄託物件の 由緒等)	

(注)申込者氏名欄には、申込者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申込者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第10号(第8条関係)

年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名



文化財資料館資料受託証

年 月 日付け申込みがあった資料の寄託については、次のとおり受託します。

受託物件	
受託期間	年 月 日から 年 月 日まで
受託条件 1 受託物件が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、市はその責めを負いません。 2 受託物件は、資料館所蔵の資料と同一の取扱いをいたします。	

様式第1号 (第2条関係)

(平17教委規則32・平26教委規則7・一部改正)

様式第2号 (第2条関係)

(平17教委規則32・平26教委規則7・一部改正)

様式第3号 (第3条関係)

(平17教委規則32・平26教委規則7・平29教委規則22・平30教委規則5・一部改正)

様式第4号 (第3条関係)

(平17教委規則32・平29教委規則22・一部改正)

様式第5号 (第4条関係)

(平17教委規則32・平26教委規則7・平30教委規則5・一部改正)

様式第6号 (第4条関係)

(平17教委規則32・平26教委規則7・一部改正)

様式第7号 (第5条関係)

(平30教委規則5・追加)

様式第8号 (第7条関係)

(平17教委規則32・平26教委規則7・平29教委規則22・一部改正、平30教委規則5・旧様式第7号繰下・一部改正)

様式第9号 (第8条関係)

(平17教委規則32・平26教委規則7・平29教委規則22・一部改正、平30教委規則5・旧様式第8号繰下・一部改正)

様式第10号 (第8条関係)

(平17教委規則32・平26教委規則7・平29教委規則22・一部改正、平30教委規則5・旧様式第9号繰下・一部改正)

報告第12号

## 令和4年度 全国学力・学習状況調査の参加について

令和4年度 全国学力・学習状況調査の参加について、次のとおり報告する。

令和3年12月24日提出

静岡市教育委員会  
教育長 赤堀文宣  
(教育委員会事務局教育局学校教育課)

### 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室から調査実施の連絡があったため。

## 令和4年度 全国学力・学習状況調査の参加について

### 1 令和3年度からの主な変更点

- (1) 実施日は、5月から4月に戻す。
- (2) 調査は国語と算数・数学と理科の3教科。
- (3) 児童生徒質問紙調査について、一部の学校でオンライン回答を実施。

### 2 本体調査

- (1) 実施予定日 令和4年4月19日(火)

- (2) 本体調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況との比較を通して本市の結果を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

- (3) 本体調査実施予定の学校数

令和4年度	調査実施学年在籍校数	調査実施予定校数
小学校6年生	81校(※1)	81校
中学校3年生	43校	43校
備考	(※1) 83校中、井川小中と 大川小中は小6不在	実施予定率100%

- (4) 調査事項

#### ア 教科に関する調査

- ①小学校調査 国語, 算数, 理科
- ②中学校調査 国語, 数学, 理科  
(理科は、H24, H27, H30年度に実施)

#### イ 質問紙調査

- ①調査する学年の児童生徒を対象とした児童生徒質問紙調査
- ②調査対象児童生徒の在籍する学校を対象とした学校質問紙調査  
(※2) 児童生徒質問紙調査について、全国で20万人の児童生徒にオンラインによる回答を実施。

(各学校が希望登録し、文科から実施決定連絡があった学校のみ実施)

- (5) 文部科学省からの調査結果提供時期

市教委及び学校への調査結果提供は、Webシステムにて7月末頃に提供予定

報告第13号

## 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について

静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更に関する諮問について、次のとおり報告する。

令和3年12月24日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

### 記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 報告理由 静岡市立小学校及び中学校の通学区域の変更について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問することを報告する。

03 静 教 教 児 第 2282 号

令 和 3 年 12 月 24 日

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会 様

静 岡 市 教 育 委 員 会

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

静岡市教育委員会は、下記の事項について諮問します。

記

1 知的障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理 由)

令和4年度知的障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について

(理 由)

令和4年度自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

## 特別支援学級新設に伴う通学区域の変更について

## 1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

- (1) 静岡市立伝馬町小学校に新設し、静岡市立伝馬町小学校（知）、静岡市立葵小学校（知）及び静岡市立安東小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立葵小学校	静岡市立伝馬町小学校、静岡市立葵小学校	静岡市立伝馬町小学校	静岡市立伝馬町小学校
	及び静岡市立安東小学校	静岡市立葵小学校	静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校

- (2) 静岡市立足久保小学校に新設し、静岡市立安倍口小学校（知）、静岡市立足久保小学校（知）及び静岡市立美和小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立安倍口小学校	静岡市立安倍口小学校、静岡市立足久保小学校及び静岡市立美和小学校	静岡市立安倍口小学校	静岡市立安倍口小学校及び静岡市立美和小学校
		静岡市立足久保小学校	静岡市立足久保小学校

- (3) 静岡市立大川小学校に新設し、静岡市立中藁科小学校（知）、静岡市立中藁科小学校小布杉分校（知）、静岡市立水見色小学校（知）、静岡市立清沢小学校（知）及び静岡市立大川小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立中藁科小学校	静岡市立中藁科小学校、静岡市立中藁科小学校小布杉分校、静岡市立水見色小学校、静岡市立清沢小学校及び静岡市立大川小学校	静岡市立中藁科小学校	静岡市立中藁科小学校、静岡市立中藁科小学校小布杉分校、静岡市立水見色小学校及び静岡市立清沢小学校
		静岡市立大川小学校	静岡市立大川小学校

(4) 静岡市立清水不二見小学校に新設し、静岡市立清水浜田小学校（知）、静岡市立清水小学校（知）及び静岡市立清水不二見小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水小学校	静岡市立清水浜田小学校、静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校	静岡市立清水浜田小学校及び静岡市立清水小学校
		静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水不二見小学校

(5) 静岡市立清水有度第二小学校に新設し、静岡市立清水有度第一小学校（知）及び静岡市立清水有度第二小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水有度第一小学校	静岡市立清水有度第一小学校及び静岡市立清水有度第二小学校	静岡市立清水有度第一小学校	静岡市立清水有度第一小学校
		静岡市立清水有度第二小学校	静岡市立清水有度第二小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

(1) 静岡市立伝馬町小学校に新設し、静岡市立伝馬町小学校（自・情）、静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立葵小学校	静岡市立伝馬町小学校、静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校	静岡市立伝馬町小学校	静岡市立伝馬町小学校
		静岡市立葵小学校	静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校

(2) 静岡市立井宮北小学校に新設し、静岡市立安西小学校（自・情）、静岡市立井宮小学校及び静岡市立井宮北小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校、静岡市立井宮小学校及び静岡市立井宮北小学校	静岡市立井宮小学校	静岡市立安西小学校及び静岡市立井宮小学校
		静岡市立井宮北小学校	静岡市立井宮北小学校

(3) 静岡市立長田北小学校に新設し、静岡市立長田西小学校（自・情）及び静岡市立長田北小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立長田西小学校	静岡市立長田西小学校及び静岡市立長田北小学校	静岡市立長田西小学校	静岡市立長田西小学校
		静岡市立長田北小学校	静岡市立長田北小学校

- (4) 静岡市立清水江尻小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校（自・情）、静岡市立清水江尻小学校（自・情）、静岡市立清水入江小学校（自・情）、静岡市立清水袖師小学校（自・情）及び静岡市立清水庵原小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水入江小学校	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水江尻小学校、静岡市立清水入江小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水江尻小学校	静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水江尻小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校
		静岡市立清水入江小学校	静岡市立清水入江小学校

- (5) 静岡市立清水船越小学校に新設し、静岡市立清水岡小学校（自・情）及び静岡市立清水船越小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水岡小学校	静岡市立清水岡小学校及び静岡市立清水船越小学校	静岡市立清水岡小学校	静岡市立清水岡小学校
		静岡市立清水船越小学校	静岡市立清水船越小学校

- (6) 静岡市立清水駒越小学校に新設し、静岡市立清水小学校（自・情）、静岡市立清水不二見小学校（自・情）、静岡市立清水駒越小学校（自・情）、静岡市立清水三保第一小学校（自・情）及び静岡市立清水三保第二小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校、静岡市立清水不二見小学校、静岡市立清水駒越小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校
		静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水駒越小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校

(7) 静岡市立清水高部東小学校に新設し、静岡市立高部小学校（自・情）及び静岡市立清水高部東小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水高部小学校	静岡市立清水高部小学校及び静岡市立清水高部東小学校	静岡市立清水高部小学校	静岡市立清水高部小学校
		<u>静岡市立清水高部東小学校</u>	<u>静岡市立清水高部東小学校</u>

(8) 静岡市立賤機中学校に新設し、静岡市立籠上中学校（自・情）、静岡市立賤機中学校（自・情）、静岡市立美和中学校（自・情）、静岡市立大河内中学校（自・情）、静岡市立梅ヶ島中学校（自・情）、静岡市立玉川中学校（自・情）及び静岡市立井川中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立籠上中学校	静岡市立籠上中学校、 <u>静岡市立賤機中学校</u> 、 静岡市立美和中学校、 <u>静岡市立大河内中学校</u> 、 <u>静岡市立梅ヶ島中学校</u> 、 <u>静岡市立玉川中学校</u> 及び <u>静岡市立井川中学校</u>	静岡市立籠上中学校	静岡市立籠上中学校及び静岡市立美和中学校
		<u>静岡市立賤機中学校</u>	<u>静岡市立賤機中学校</u> 、 <u>静岡市立大河内中学校</u> 、 <u>静岡市立梅ヶ島中学校</u> 、 <u>静岡市立玉川中学校</u> 及び <u>静岡市立井川中学校</u>

- (9) 静岡市立長田南中学校に新設し、静岡市立末広中学校（自・情）、静岡市立城内中学校（自・情）、静岡市立安東中学校（自・情）、静岡市立安倍川中学校（自・情）、静岡市立観山中学校（自・情）、静岡市立長田南中学校（自・情）及び静岡市立城山中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、 静岡市立城内中学校、 静岡市立安東中学校、 静岡市立安倍川中学校、 静岡市立観山中学校、 静岡市立長田南中学校及び静岡市立城山中学校	静岡市立城内中学校	静岡市立末広中学校、 静岡市立城内中学校、 静岡市立安東中学校、 静岡市立安倍川中学校 及び静岡市立観山中学校
		静岡市立長田南中学校	静岡市立長田南中学校 及び静岡市立城山中学校

- (10) 静岡市立大里中学校に新設し、静岡市立大里中学校（自・情）、静岡市立豊田中学校（自・情）及び静岡市立中島中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立豊田中学校	静岡市立大里中学校、 静岡市立豊田中学校及び静岡市立中島中学校	静岡市立大里中学校	静岡市立大里中学校及び静岡市立中島中学校
		静岡市立豊田中学校	静岡市立豊田中学校

- (11) 静岡市立南中学校に新設し、静岡市立高松中学校（自・情）及び静岡市立南中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立高松中学校	静岡市立高松中学校及び静岡市立南中学校	静岡市立高松中学校	静岡市立高松中学校
		静岡市立南中学校	静岡市立南中学校

### 3 配慮措置

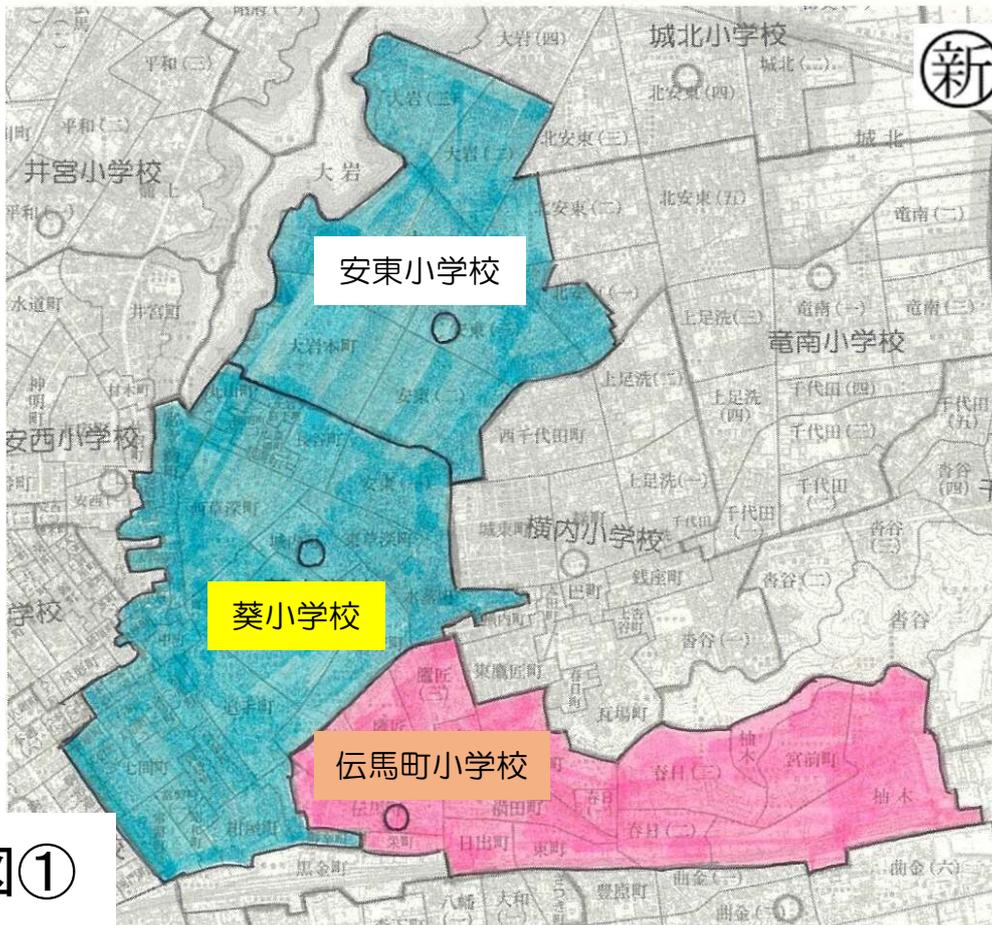
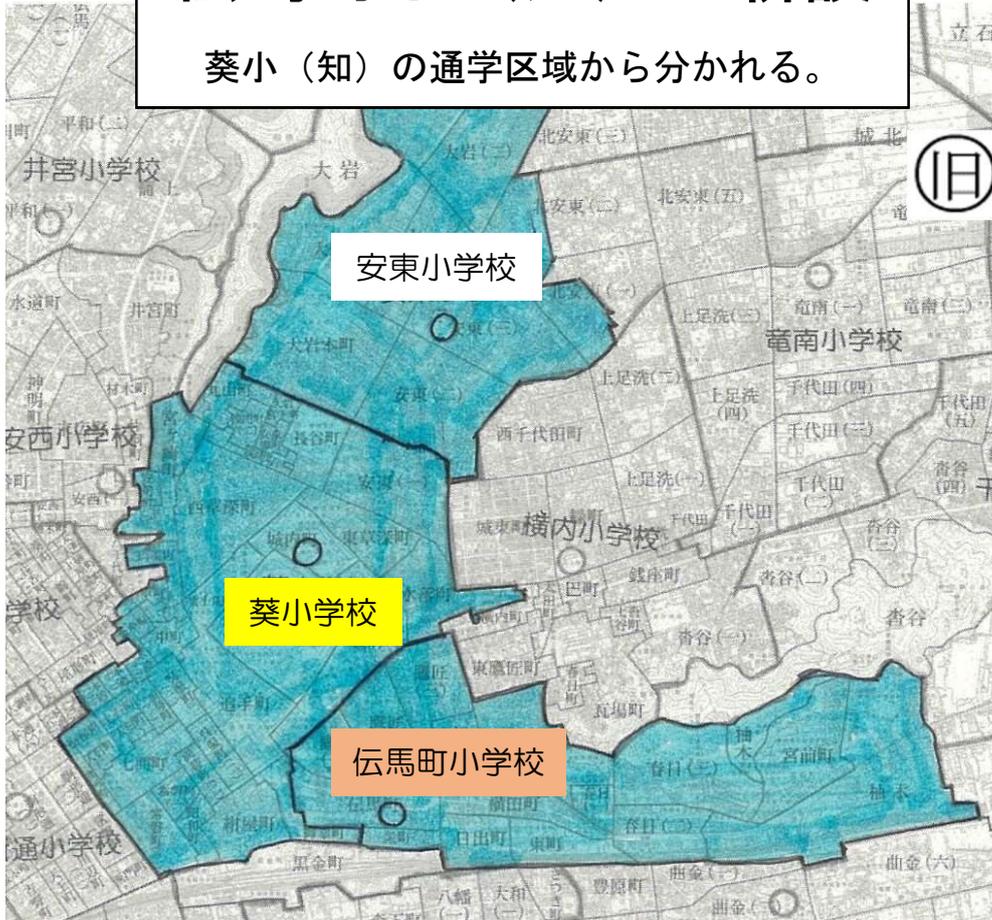
今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

### 4 施行日 令和4年4月1日



# 伝馬町小（知）の新設

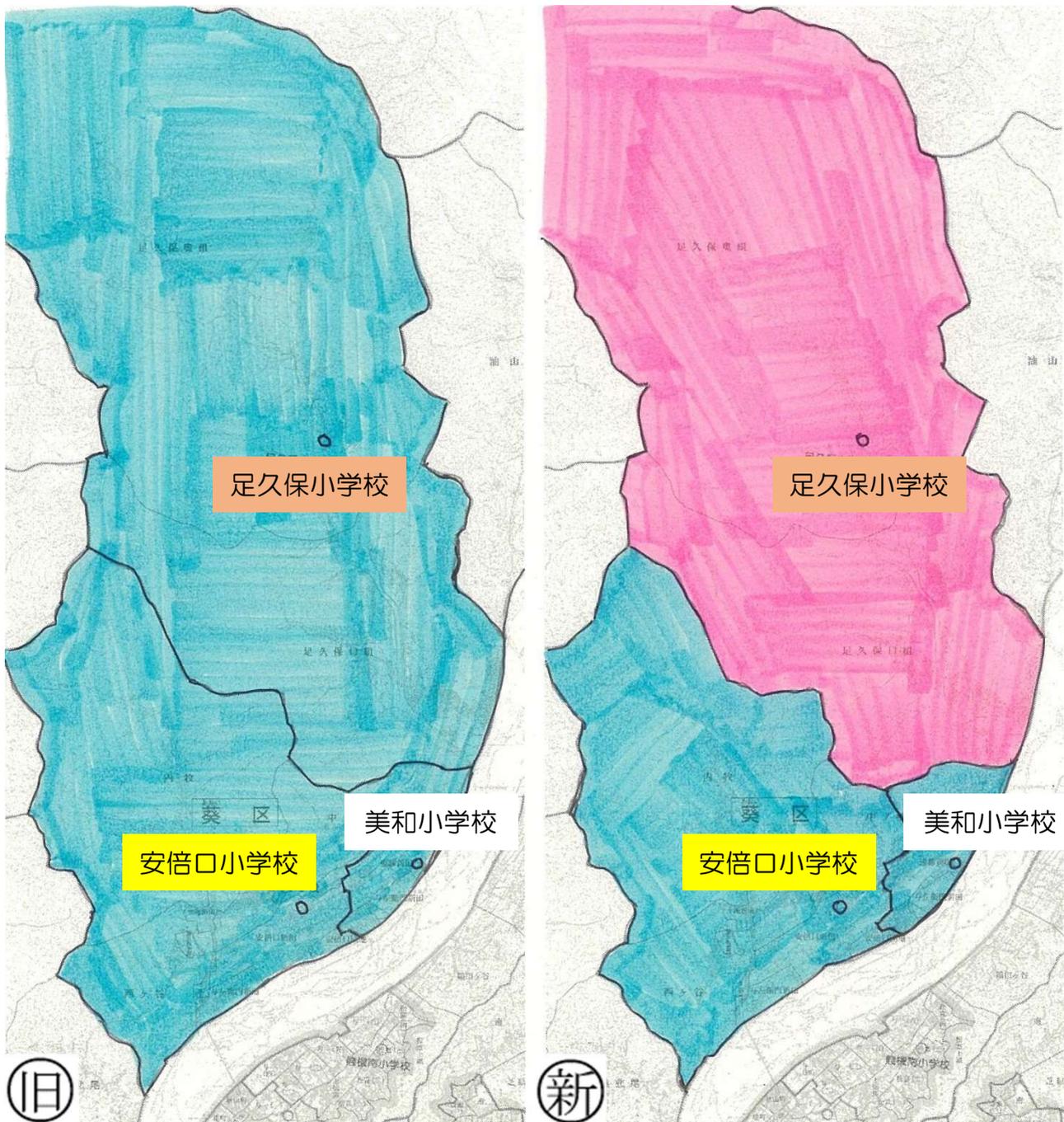
葵小（知）の通学区域から分かれる。



地図①

# 足久保小（知）の新設

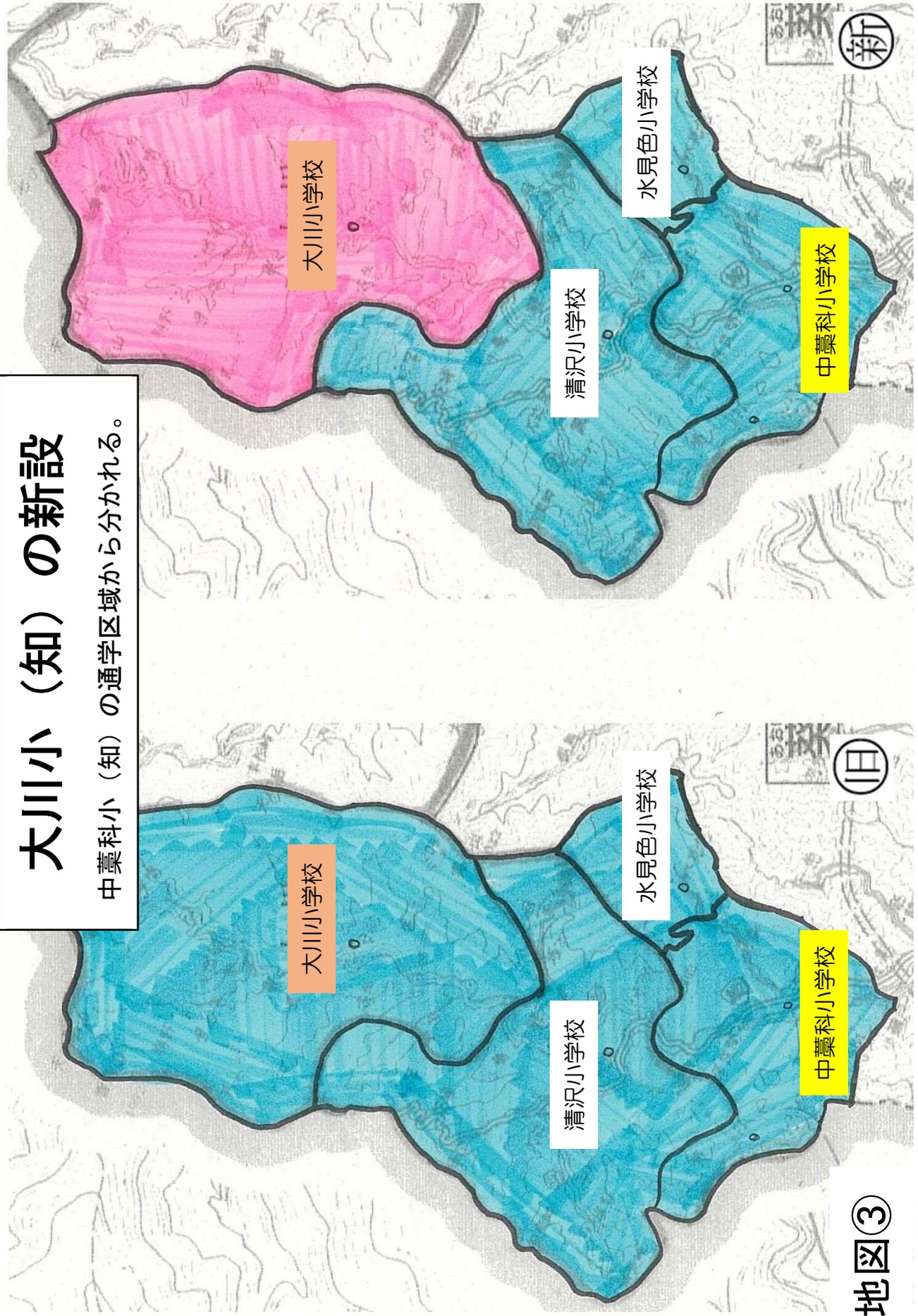
安倍口小（知）の通学区域から分かれる。



地図②

# 大川小（知）の新設

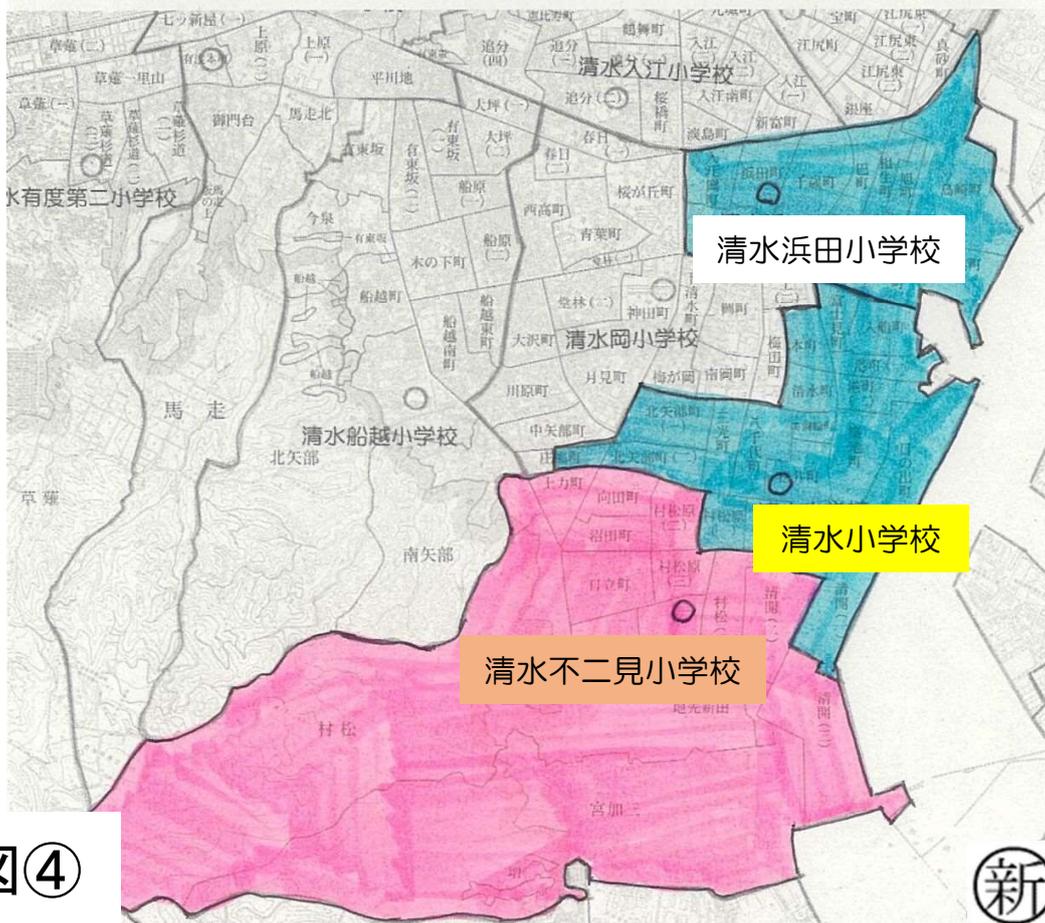
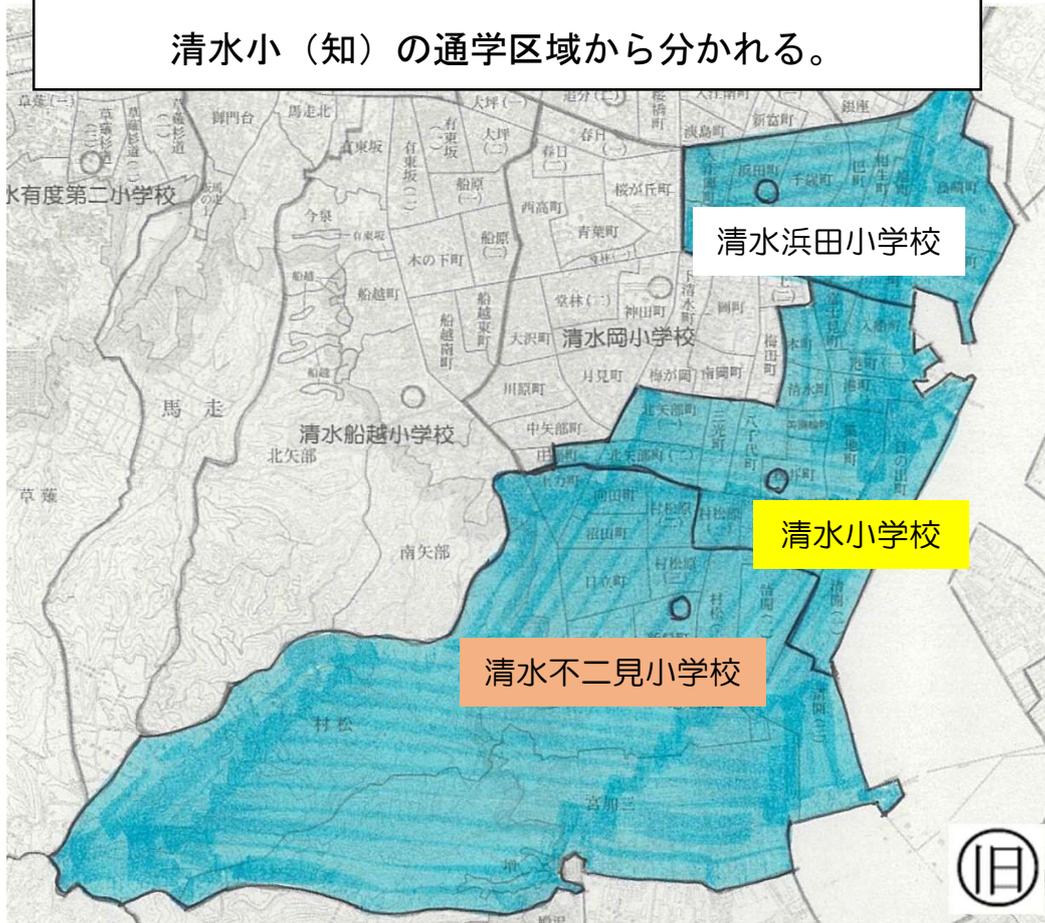
中藁科小（知）の通学区域から分かれる。



地図③

# 清水不二見小（知）の新設

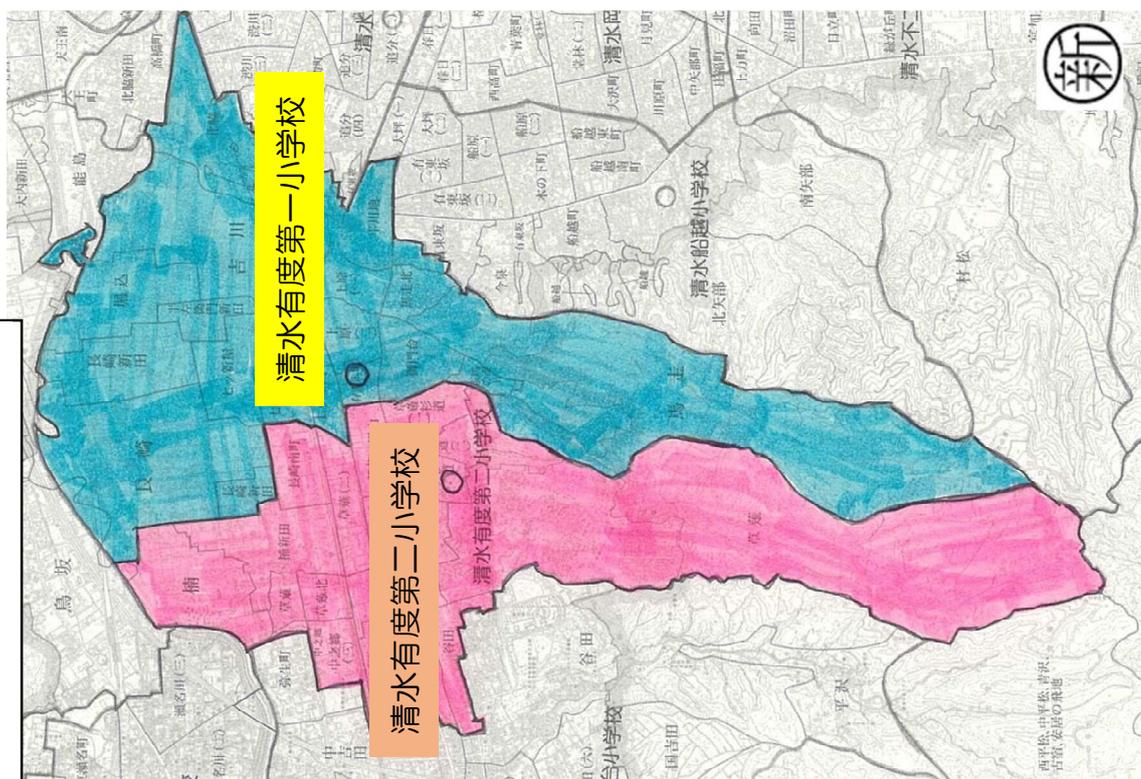
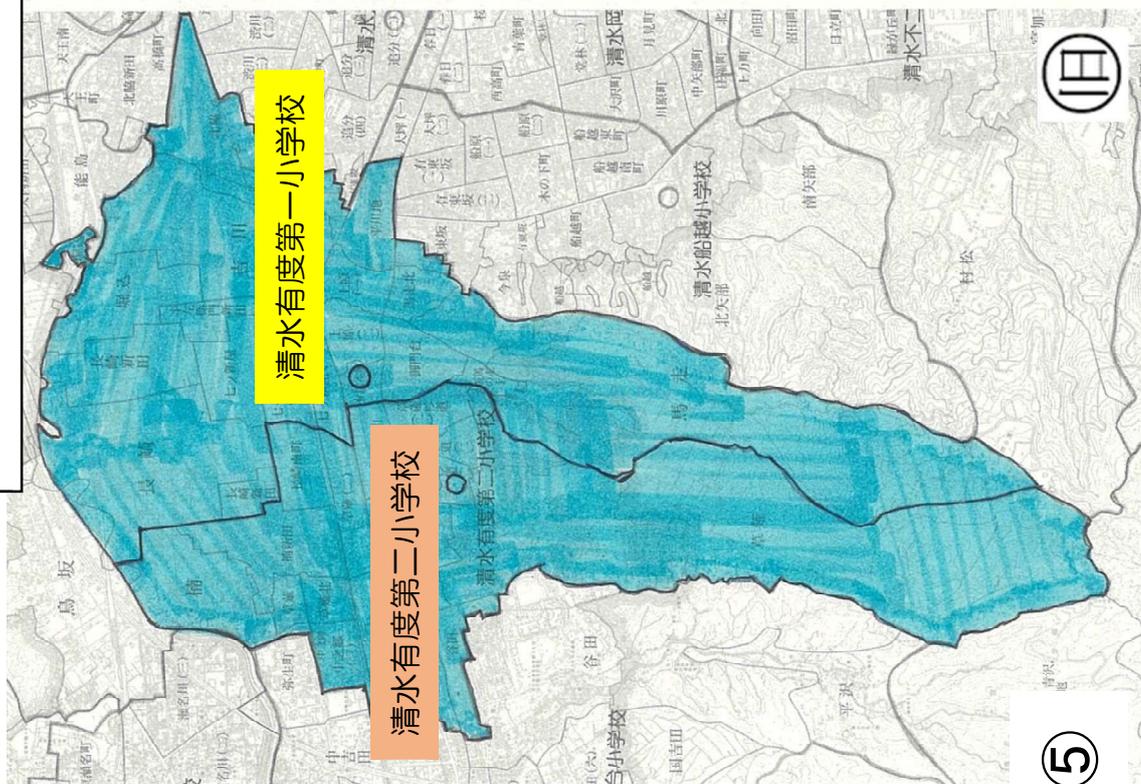
清水小（知）の通学区域から分かれる。



地図④

# 清水有度第二小（知）の新設

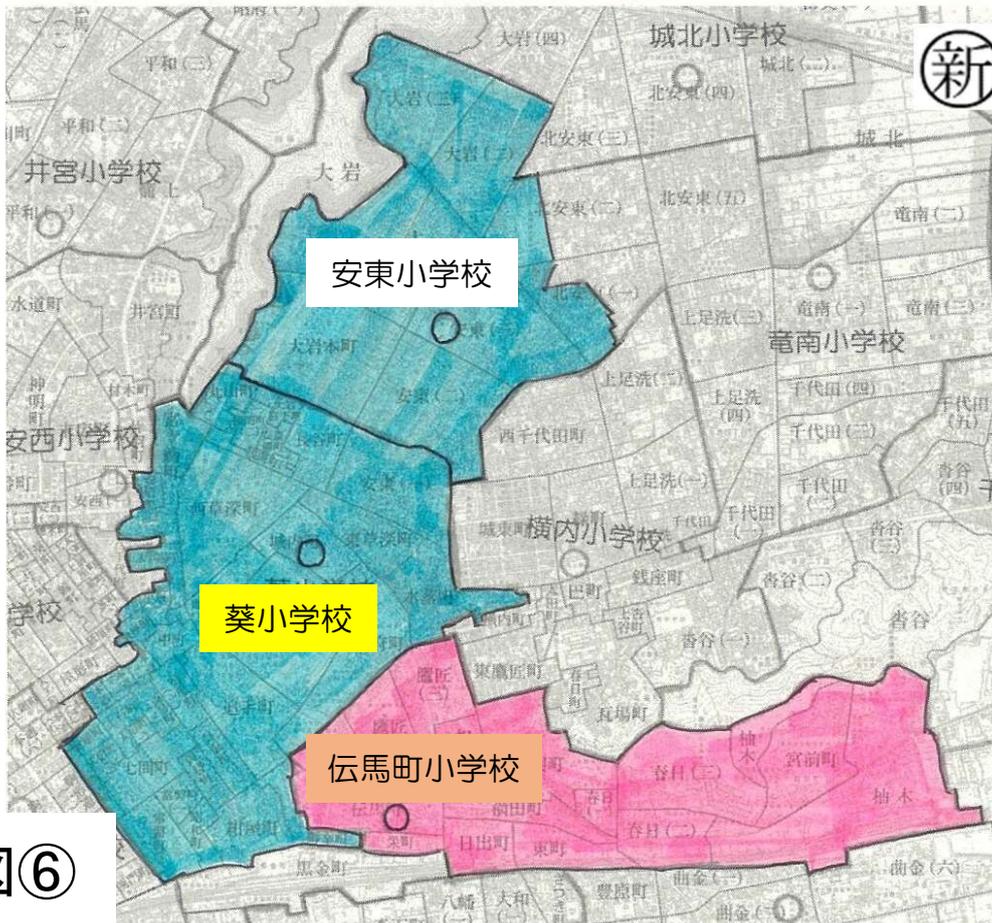
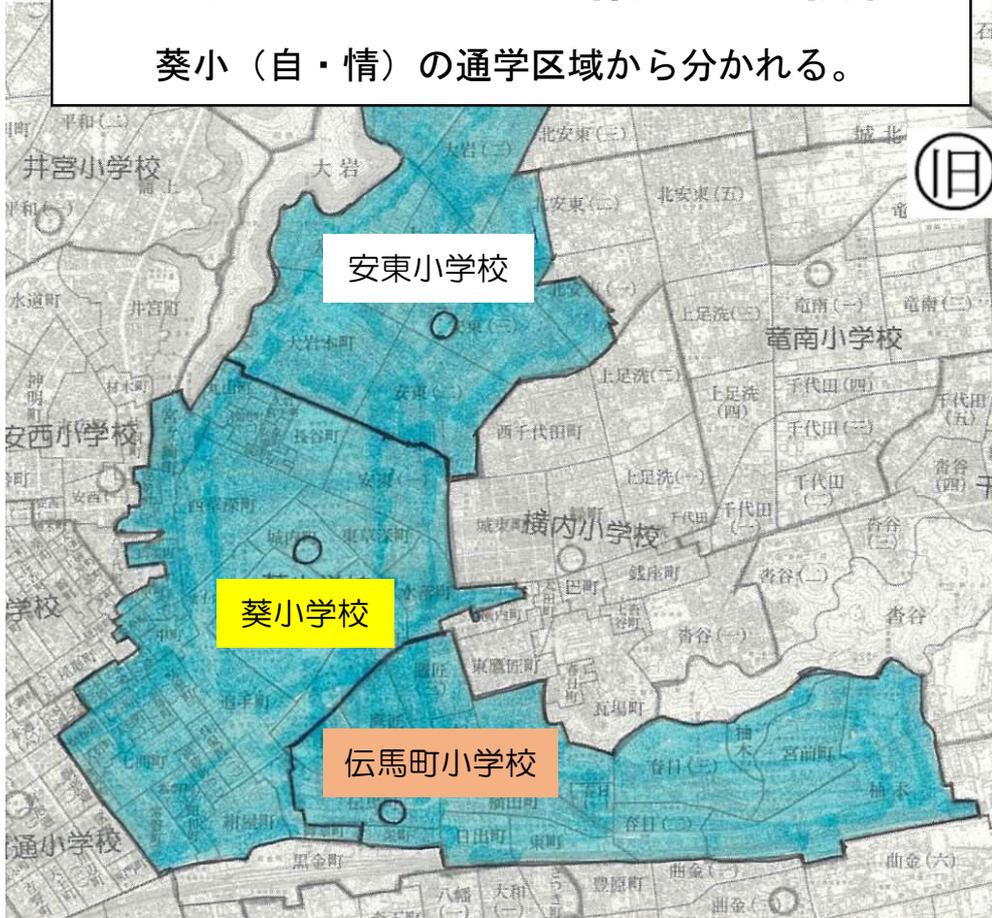
清水有度第一小（知）の通学区域から分かれる。



地図⑤

# 伝馬町小（自・情）の新設

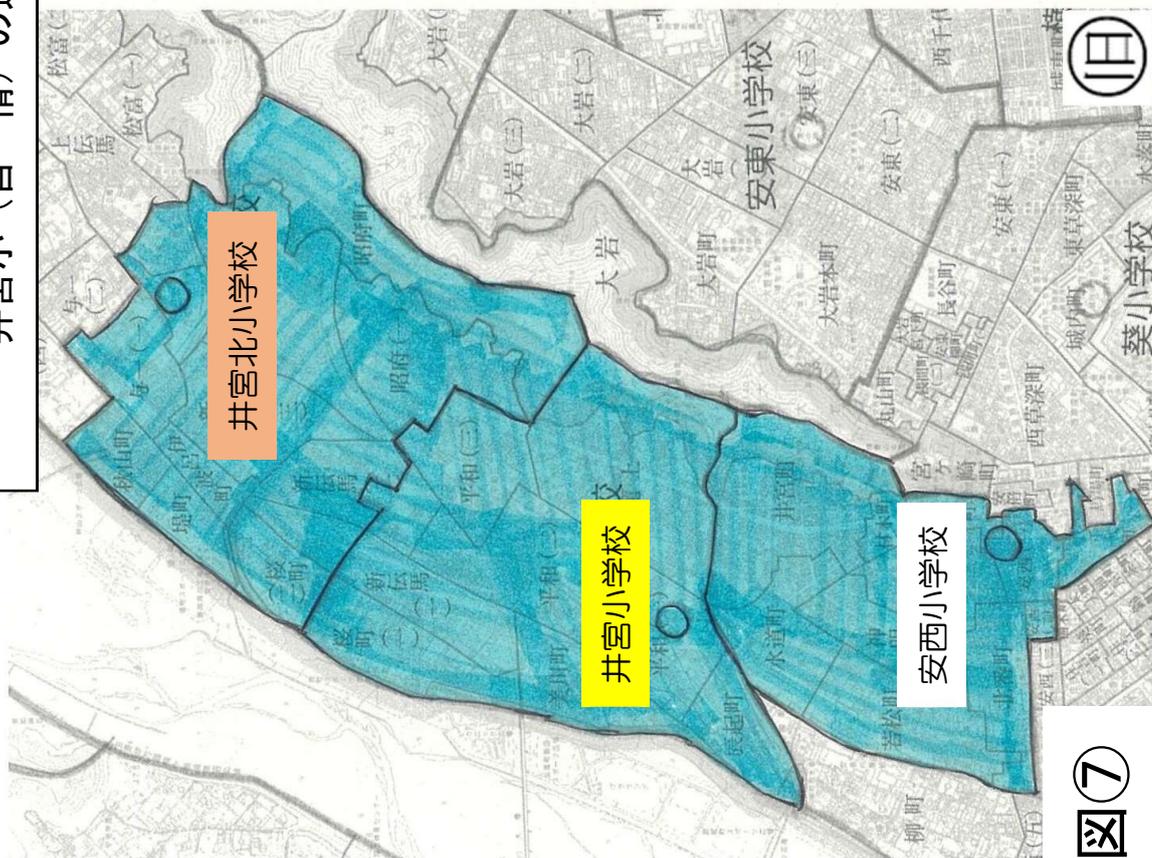
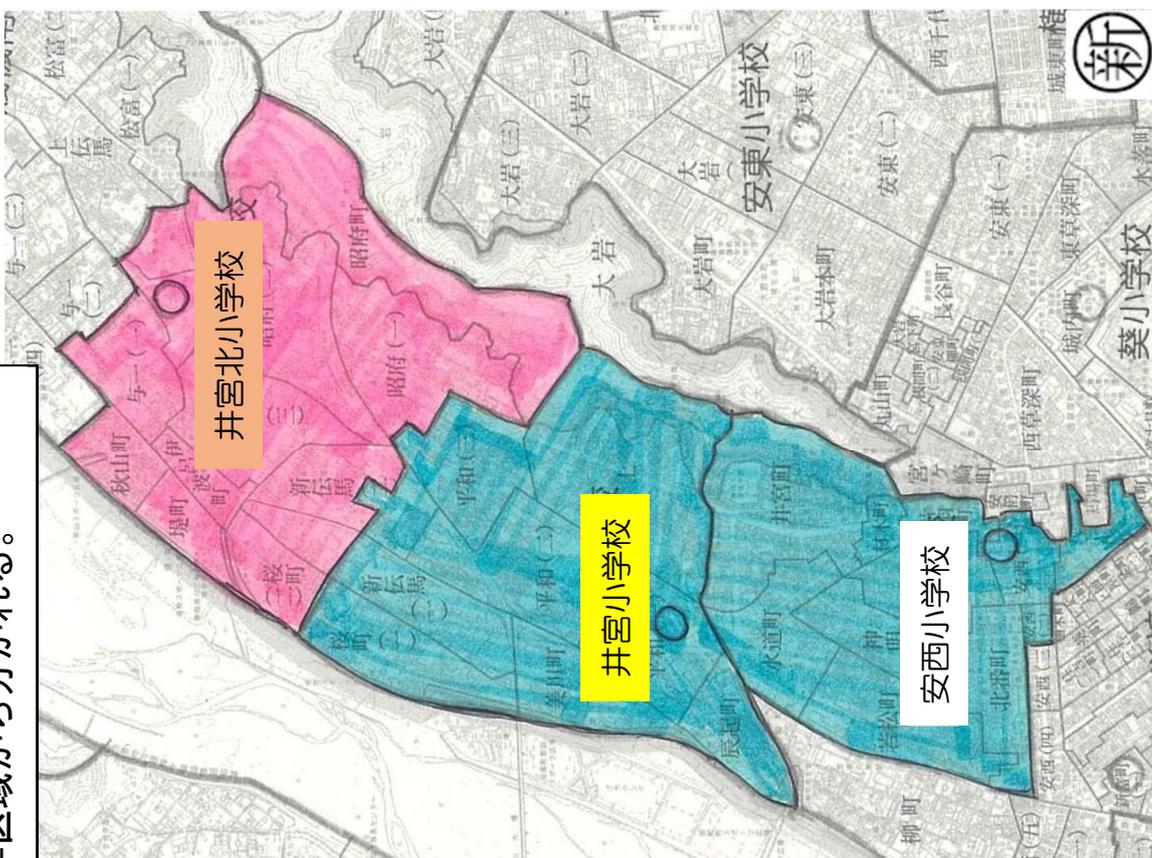
葵小（自・情）の通学区域から分かれる。



地図⑥

# 井宮北小（自・情）の新設

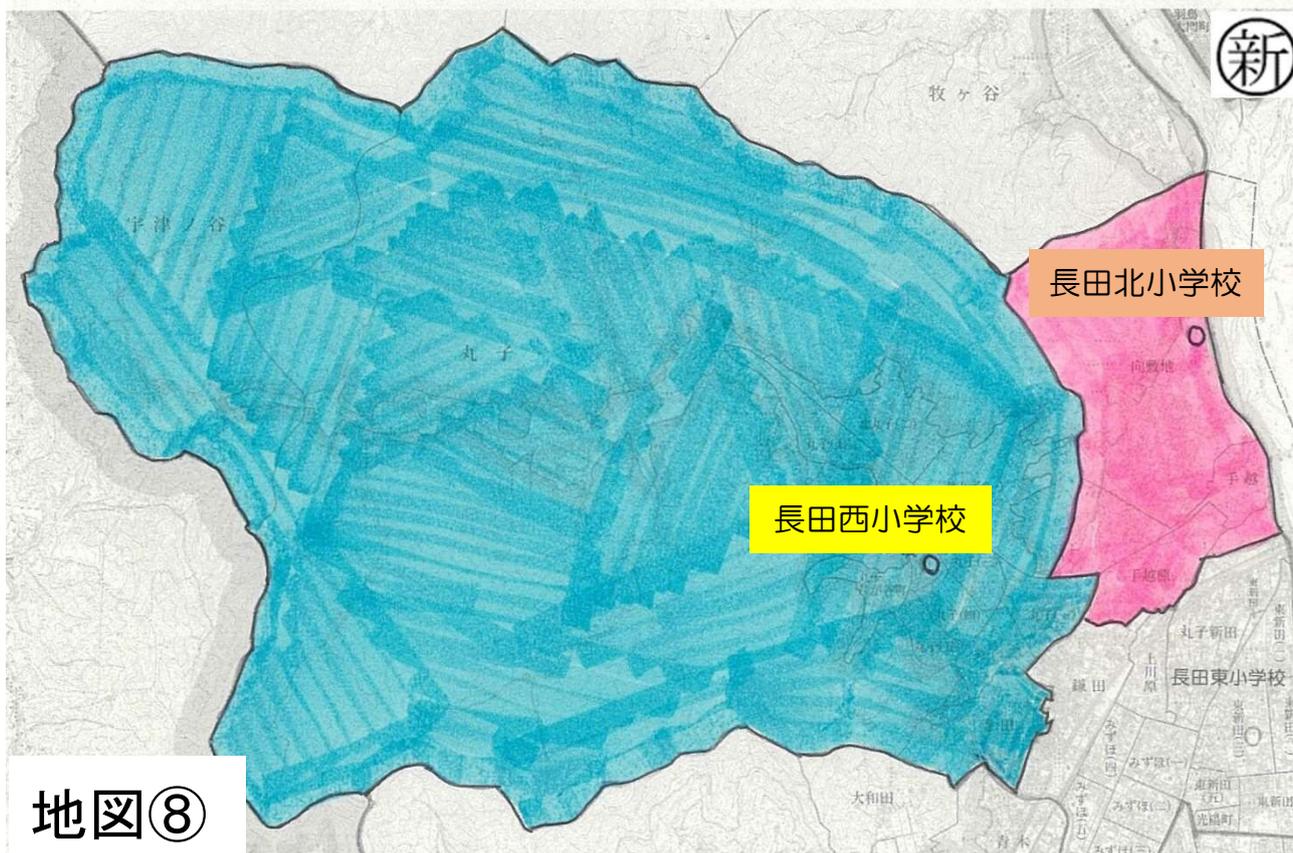
井宮小（自・情）の通学区域から分かれる。



地図⑦

# 長田北小（自・情）の新設

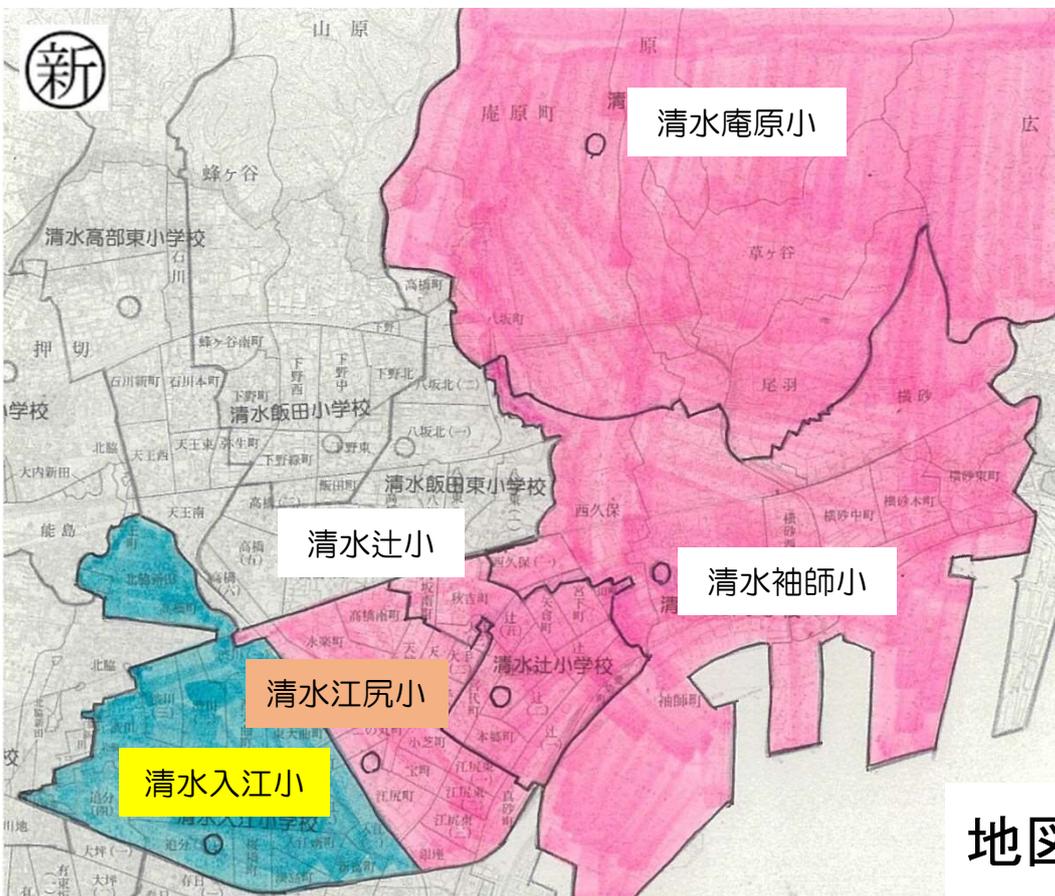
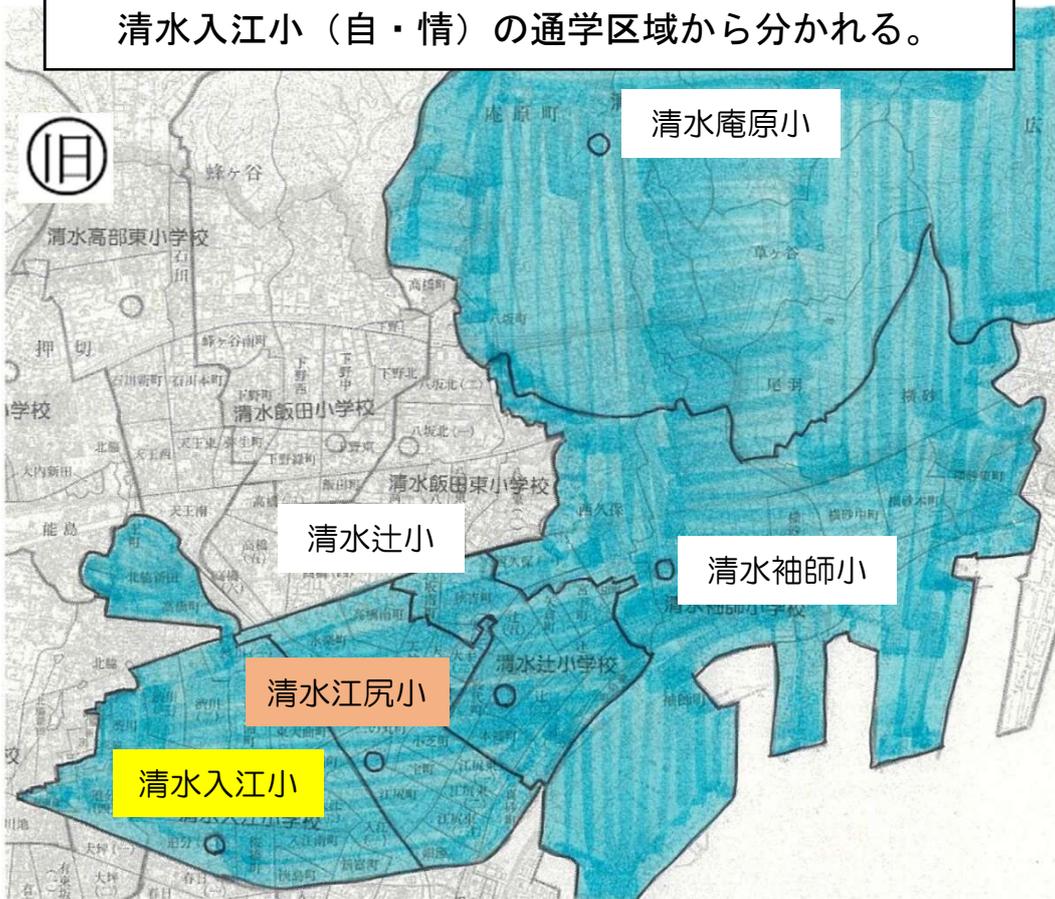
長田西小（自・情）の通学区域から分かれる。



地図⑧

# 清水江尻小（自・情）の新設

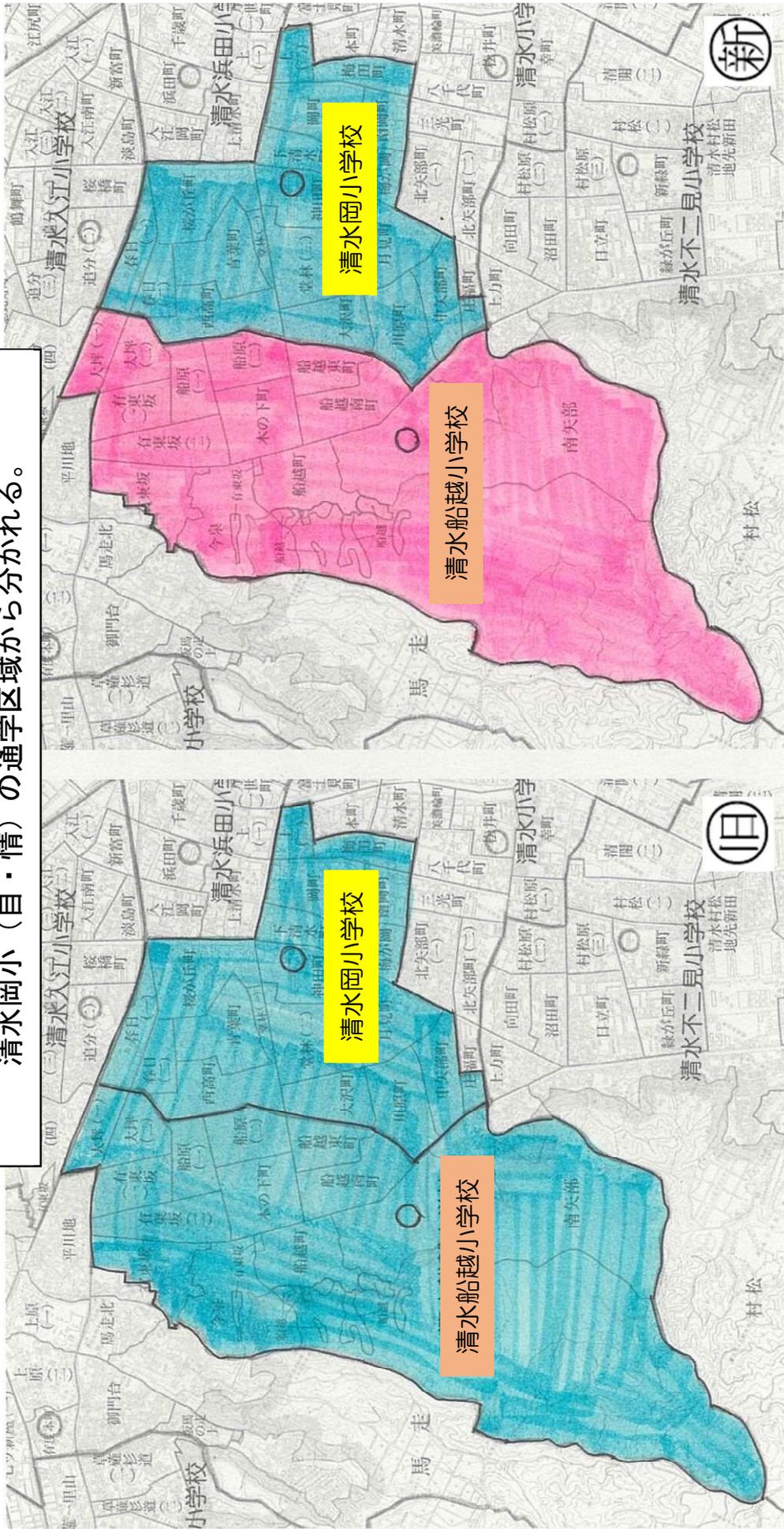
清水入江小（自・情）の通学区域から分かれる。



地図⑨

# 清水船越小（自・情）の新設

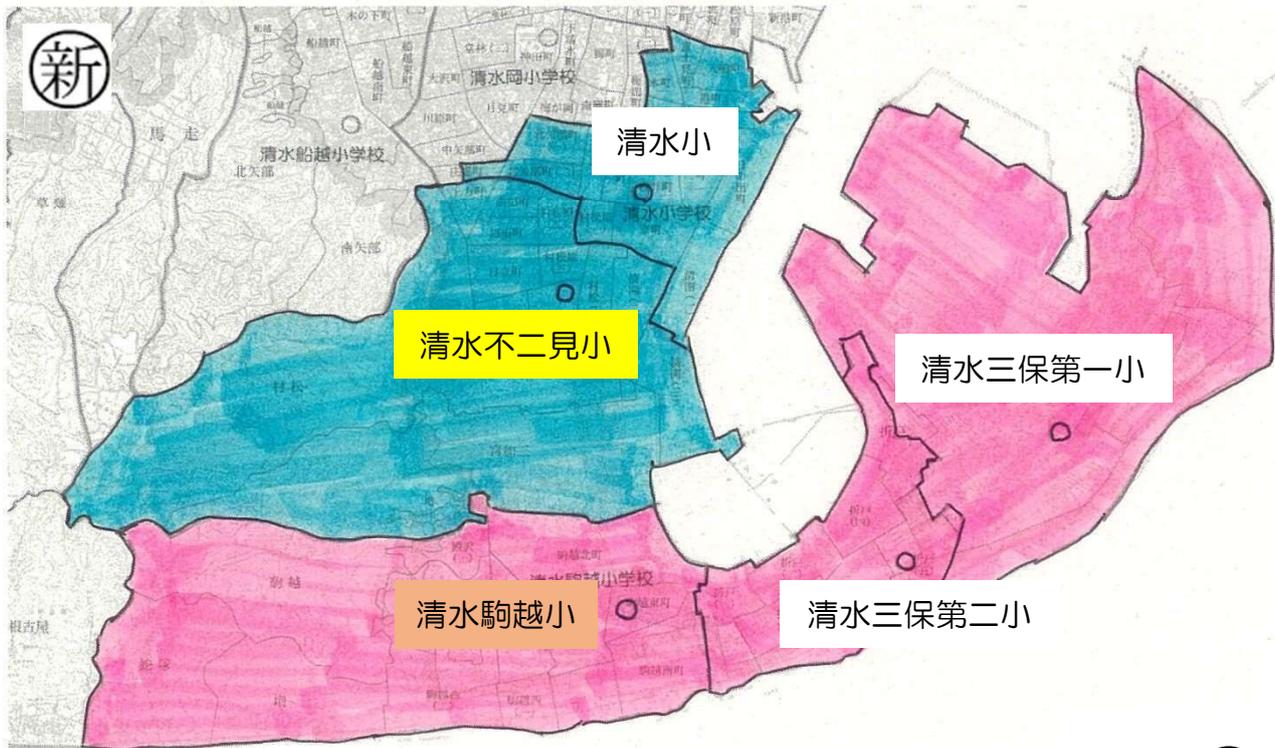
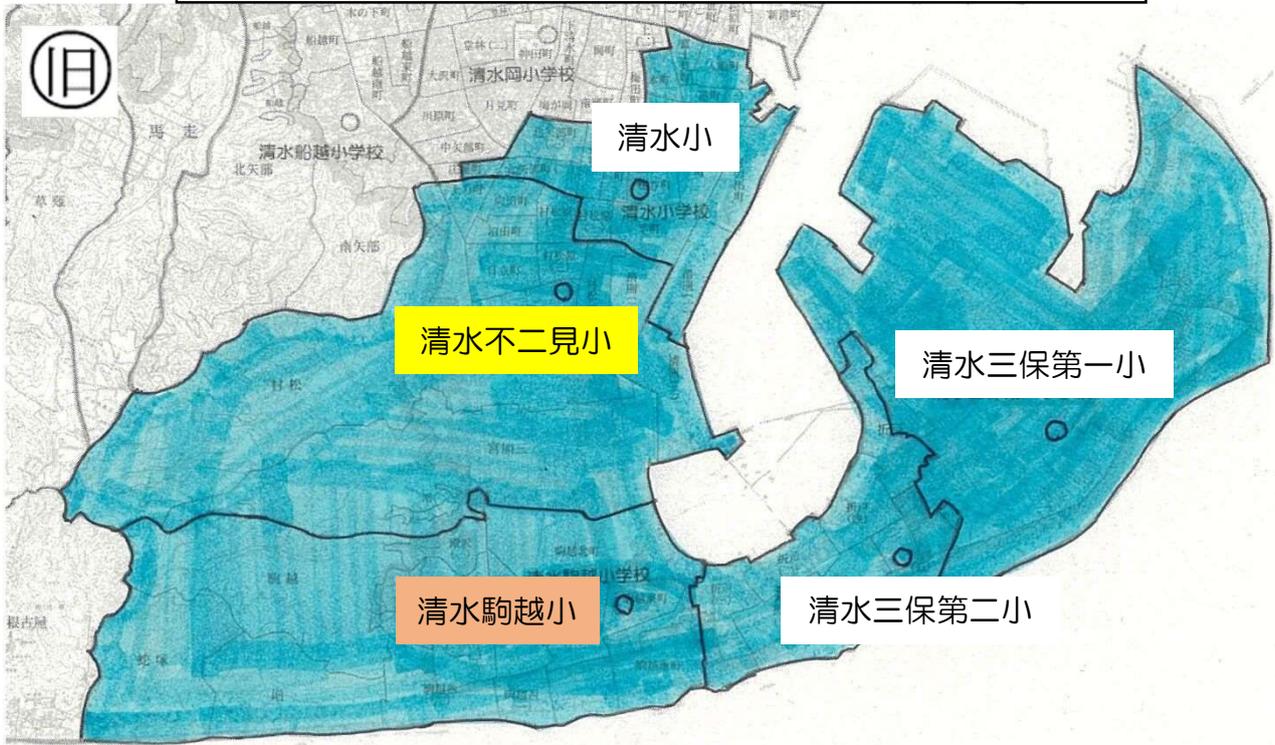
清水岡小（自・情）の通学区域から分かれる。



地図⑩

# 清水駒越小（自・情）の新設

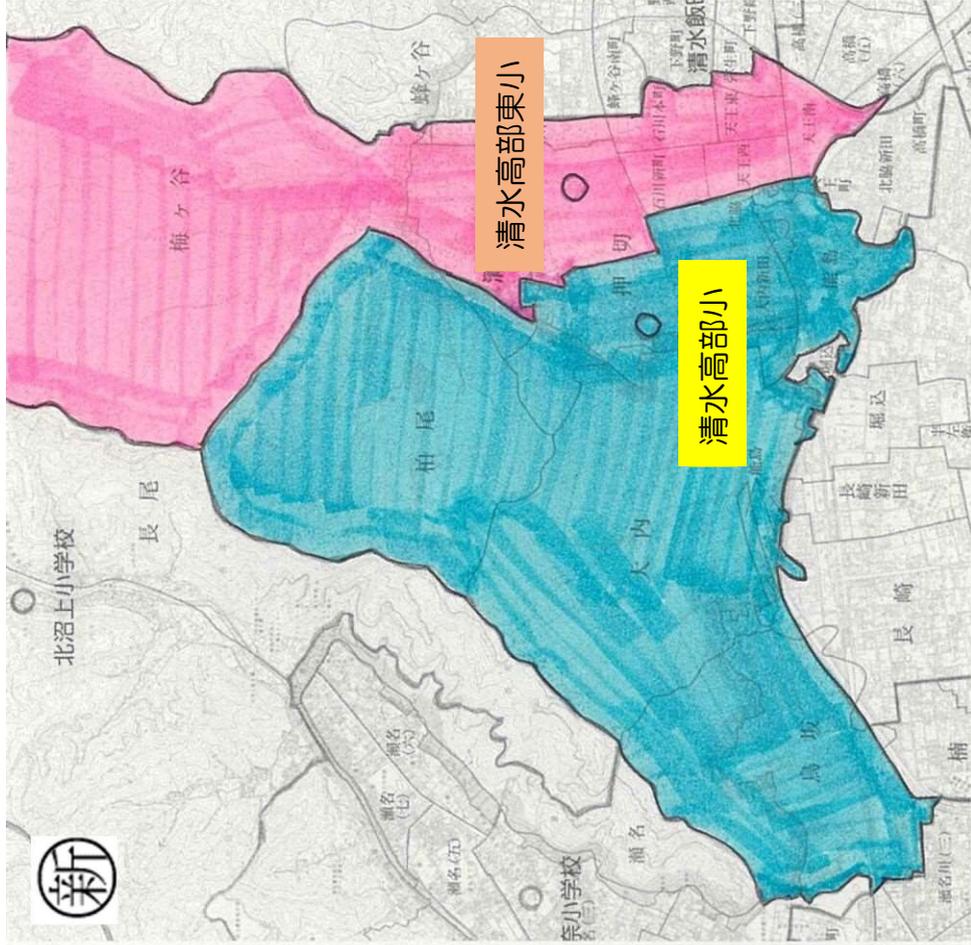
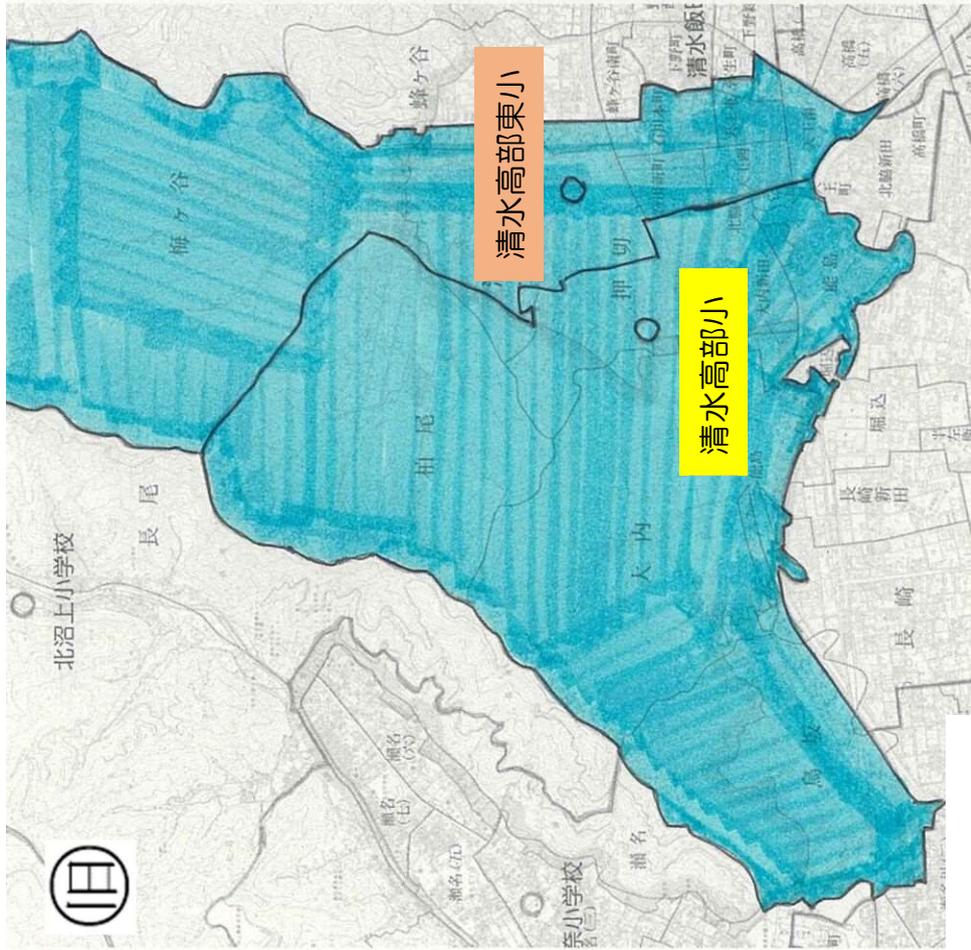
清水不二見小（自・情）の通学区域から分かれる。



地図①①

# 清水高部東小（自・情）の新設

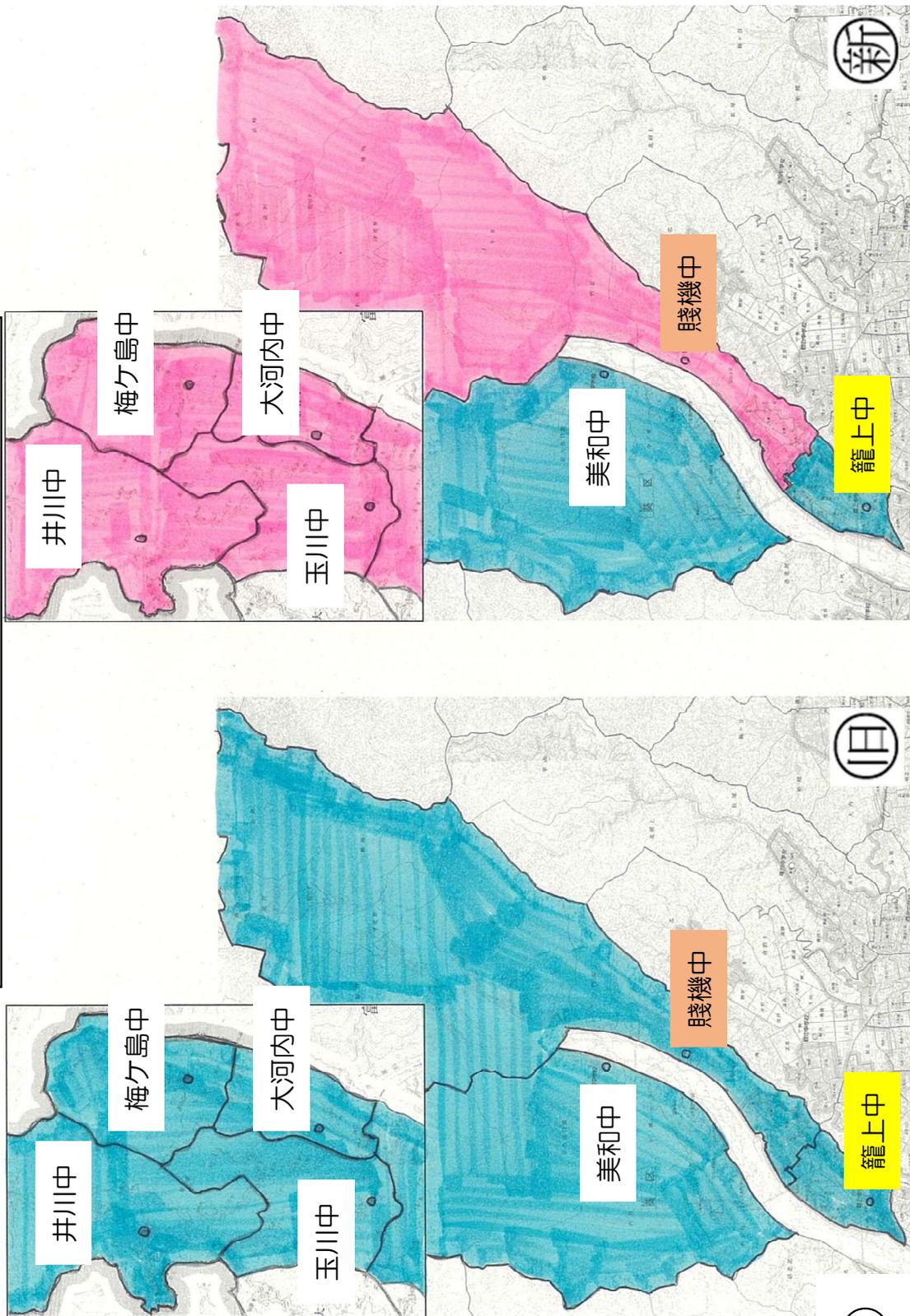
清水高部小（自・情）の通学区域から分かれる。



地図⑫

# 賤機中（自・情）の新設

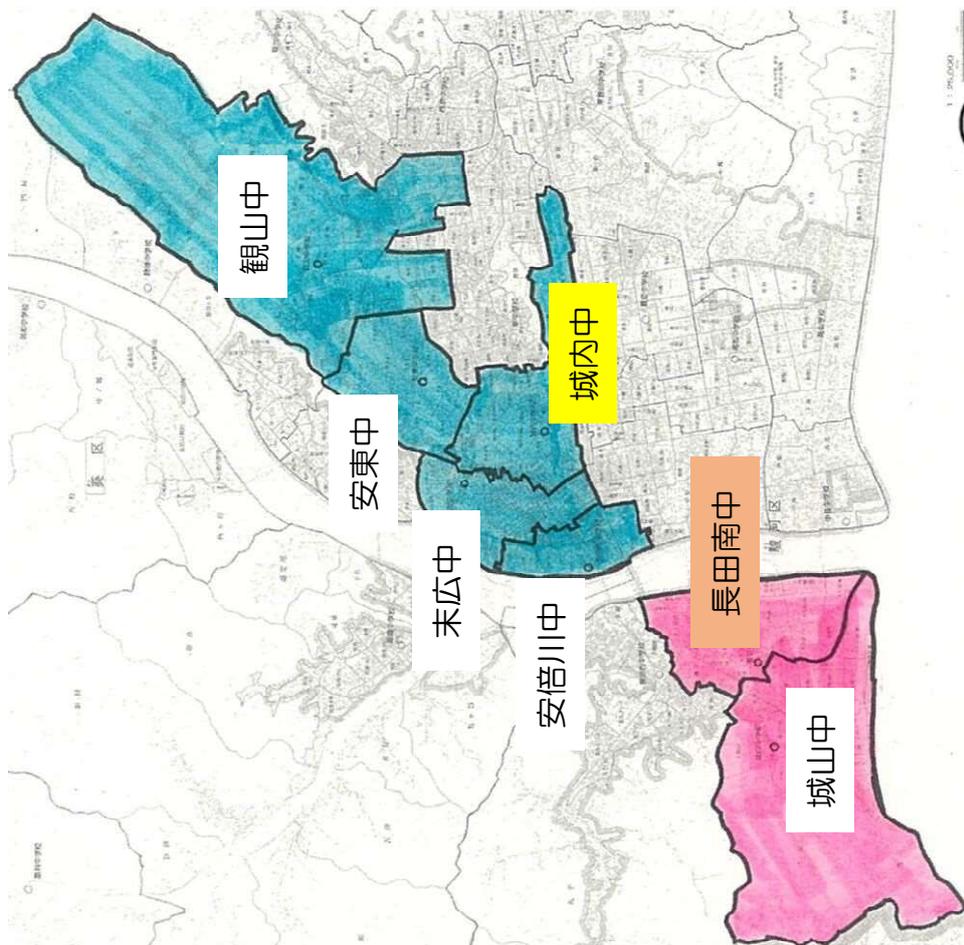
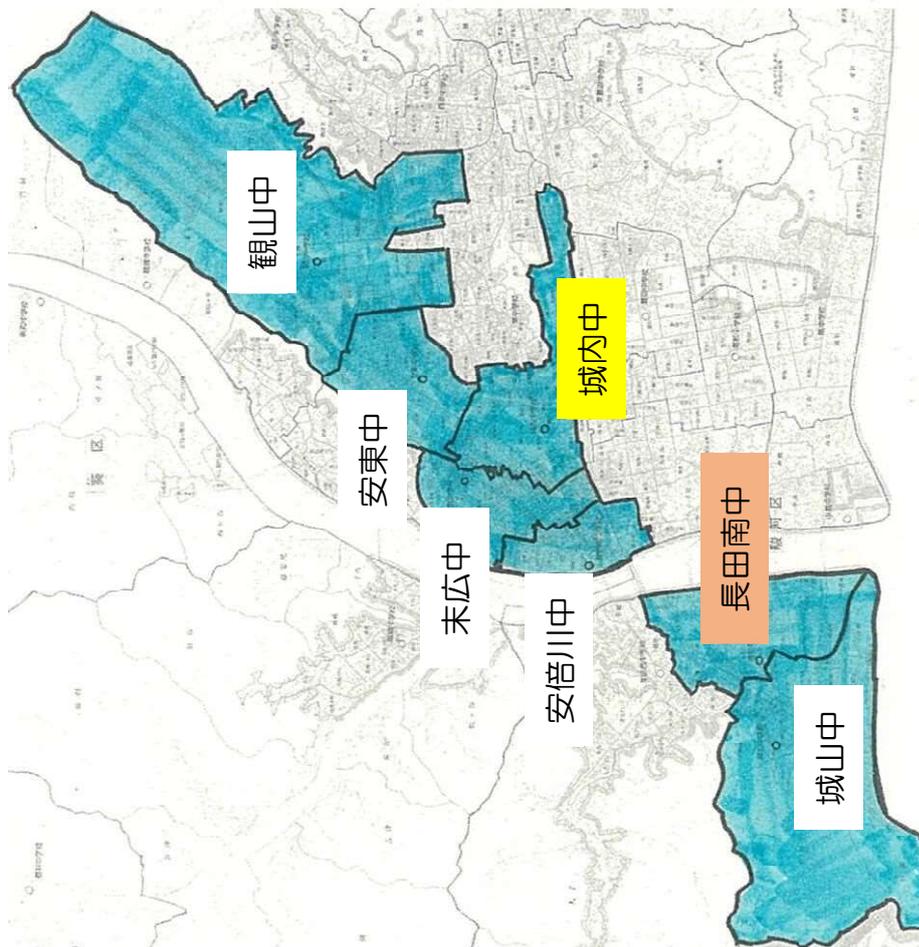
籠上中（自・情）の通学区域から分かれる。



地図⑬

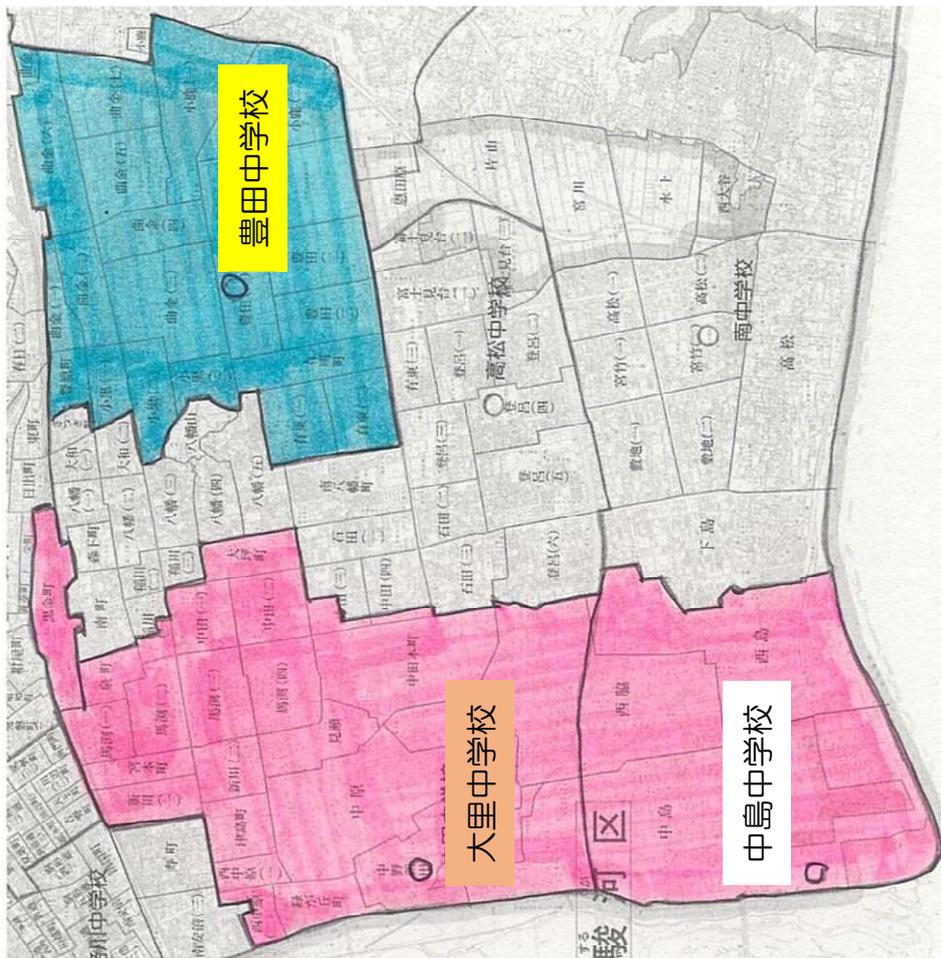
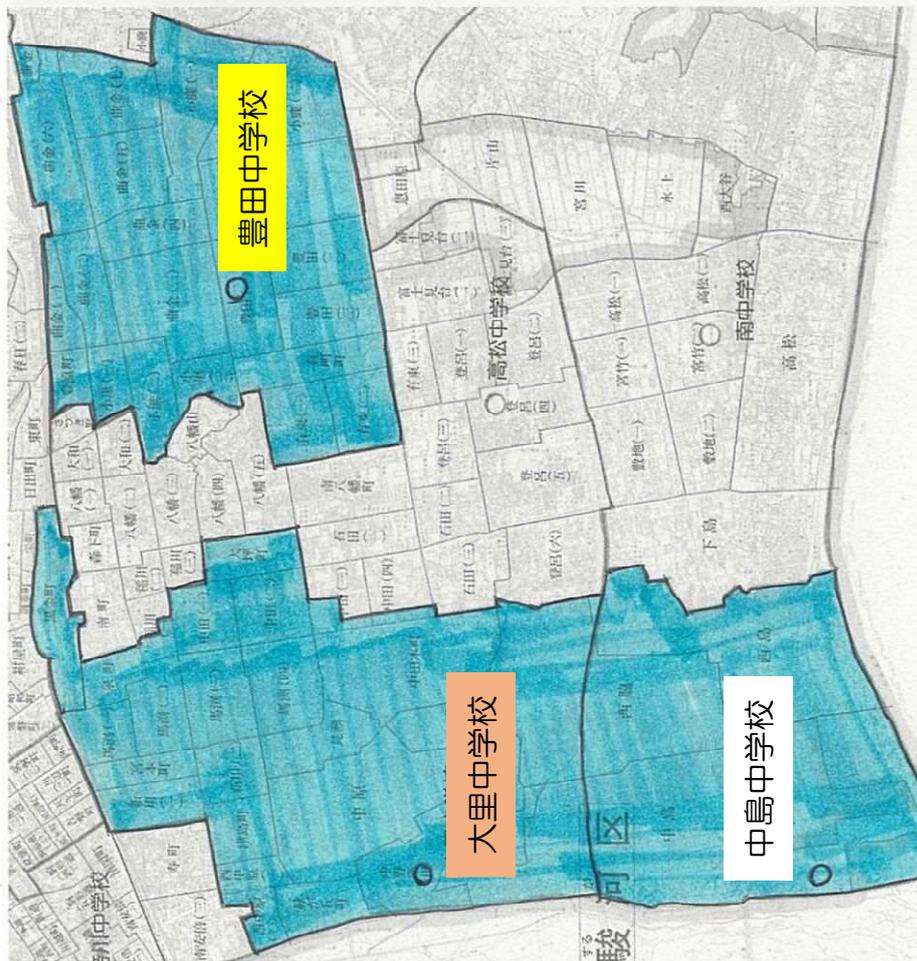
# 長田南中（自・情）の新設

城内中（自・情）の通学区域から分かれる。



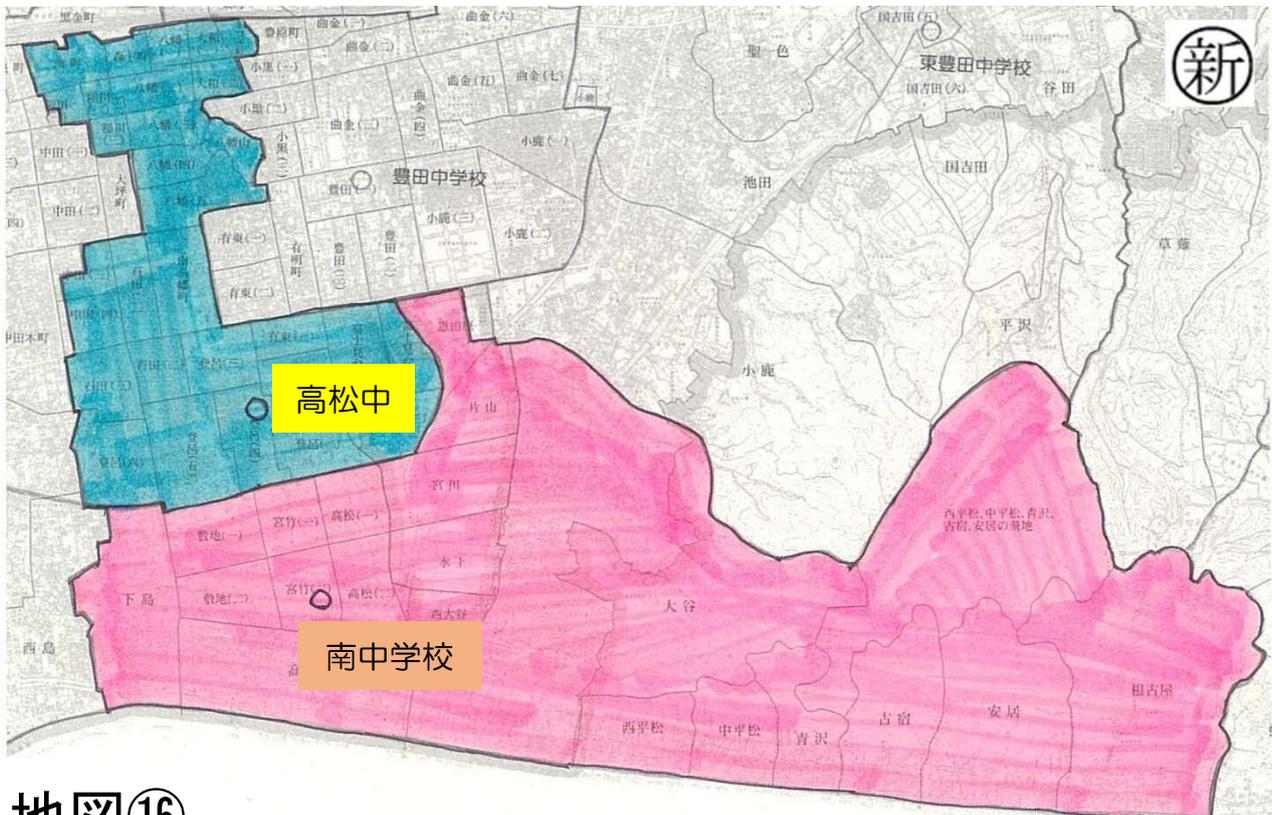
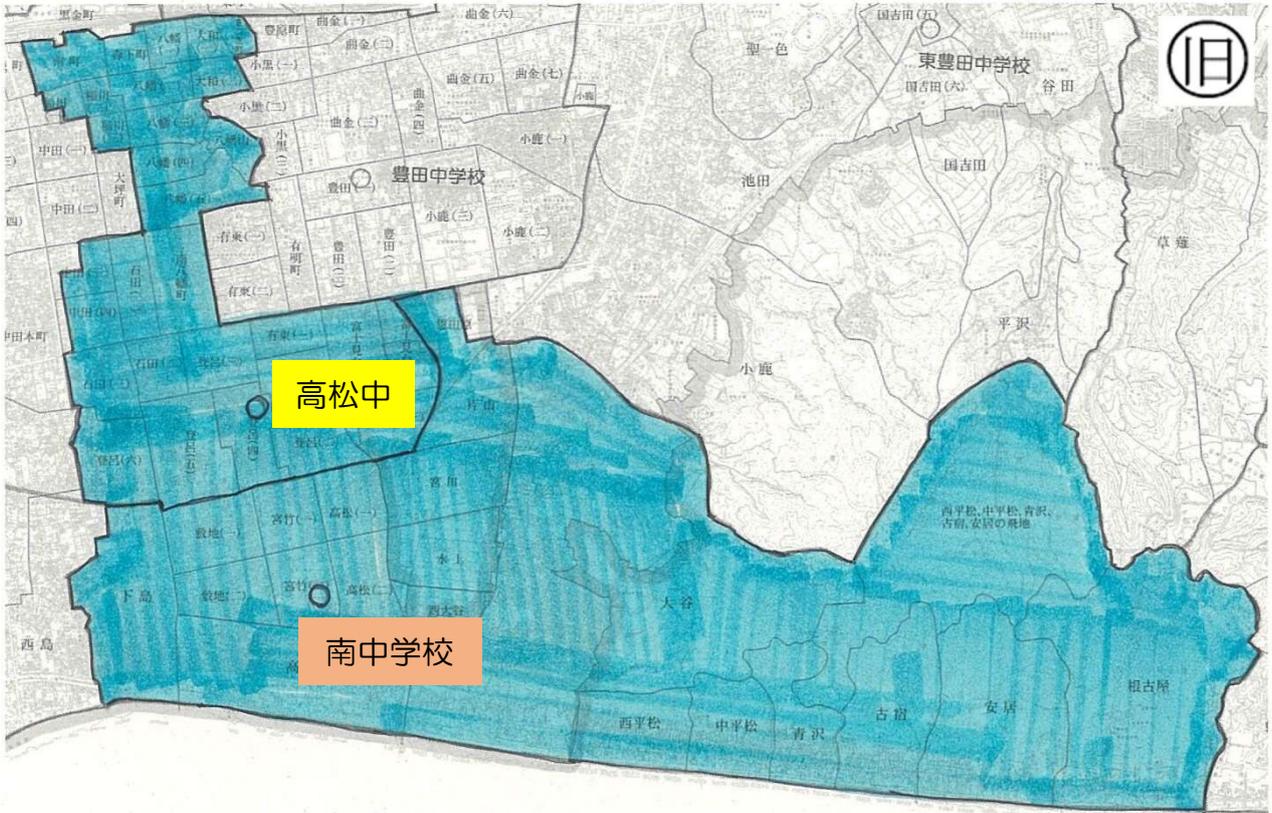
# 大里中（自・情）の新設

豊田中（自・情）の通学区域から分かれる。



# 南中（自・情）の新設

高松中（自・情）の通学区域から分かれる。



地図①⑥

## 静岡市通学区域の設定並びに指定学校の指定及び変更に関する要綱

### (通学区域の設定)

第3条 通学区域は、別表第1の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校の区分に応じ、同表の通学区域の欄に掲げる区域とする。

### (指定学校の指定)

第4条 教育長は、政令第5条第2項の規定により、別表第1の通学区域の欄に掲げる児童等が現に居住している区域の区分に応じ、同表の標準指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、教育長は、前項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校（以下「標準指定学校」という。）に代えて、別表第2の標準指定学校の欄に掲げる標準指定学校の区分に応じ、同表の指定学校の欄に掲げる小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校として指定するものとする。

### (指定学校の変更)

第5条 前条の規定にかかわらず、教育長は、別表第3の変更の事由の欄に掲げる変更の事由のいずれかに該当する場合において相当と認めるときは、政令第8条の規定による保護者の申立てにより、当該児童等に係る指定学校を、同表の変更の事由の欄に掲げる変更の事由の区分に応じ、同表の指定することができる学校の欄に定める小学校又は中学校に変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該児童等が通常学級以外の学級に所属することとなる場合にあっては、当該児童等に係る指定学校を、同項の規定により指定学校として指定することができる小学校又は中学校を標準指定学校とみなした場合に前条第2項の規定により当該児童等に係る指定学校として指定すべき小学校又は中学校に変更することができる。

別表第2（第4条関係）

1 知的障害特別支援学級

(1) 小学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立伝馬町小学校、静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校	静岡市立葵小学校
静岡市立安倍口小学校、静岡市立足久保小学校及び静岡市立美和小学校	静岡市立安倍口小学校
静岡市立中藁科小学校、静岡市立中藁科小学校小布杉分校、静岡市立水見色小学校、静岡市立清沢小学校及び静岡市立大川小学校	静岡市立中藁科小学校
静岡市立清水浜田小学校、静岡市立清水小学校及び静岡市立清水不二見小学校	静岡市立清水小学校
静岡市立清水有度第一小学校及び静岡市立清水有度第二小学校	静岡市立清水有度第一小学校

## 2 自閉症・情緒障害特別支援学級

### (1) 小学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立伝馬町小学校、静岡市立葵小学校及び静岡市立安東小学校	静岡市立葵小学校
静岡市立安西小学校、静岡市立井宮小学校及び静岡市立井宮北小学校	静岡市立井宮小学校
静岡市立長田西小学校及び静岡市立長田北小学校	静岡市立長田西小学校
静岡市立清水辻小学校、静岡市立清水江尻小学校、静岡市立清水入江小学校、静岡市立清水袖師小学校及び静岡市立清水庵原小学校	静岡市立清水入江小学校
静岡市立清水岡小学校及び静岡市立清水船越小学校	静岡市立清水岡小学校
静岡市立清水小学校、静岡市立清水不二見小学校、静岡市立清水駒越小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水不二見小学校
静岡市立清水高部小学校及び静岡市立清水高部東小学校	静岡市立清水高部小学校

### (2) 中学校

標準指定学校	指定学校
静岡市立籠上中学校、静岡市立賤機中学校、静岡市立美和中学校、静岡市立大河内中学校、静岡市立梅ヶ島中学校、静岡市立玉川中学校及び静岡市立井川中学校	静岡市立籠上中学校
静岡市立末広中学校、静岡市立城内中学校、静岡市立安東中学校、静岡市立安倍川中学校、静岡市立観山中学校、静岡市立長田南中学校及び静岡市立城山中学校	静岡市立城内中学校
静岡市立大里中学校、静岡市立豊田中学校及び静岡市立中島中学校	静岡市立豊田中学校
静岡市立高松中学校及び静岡市立南中学校	静岡市立高松中学校